

沖縄県耐震改修促進計画（案）

平成11年3月策定
平成19年3月変更
平成22年3月変更
平成22年12月変更
平成25年3月変更
平成26年6月変更
平成28年6月変更
平成30年4月変更
令和3年10月変更
令和7年 月変更

沖縄県

用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとする。

また、特に定めのない場合においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）、同法施行令及び同法施行規則並びに関係告示の用語の例によるものとする。

所管行政庁 (特定行政庁)	耐震改修促進法第2条第3項に掲げる長で、建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については知事をいう。 沖縄県内では、沖縄県知事、那覇市長、浦添市長、宜野湾市長、沖縄市長、うるま市長のことをいい、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指導・助言、指示等をすることができる。
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手した建築物に適用される耐震基準。
耐震関係規定	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定。
住宅	一つ以上の世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建築又は改造された建物。 建て方（一戸建・長屋建・共同住宅）、種類（専用・併用等）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅等）を問わない。
耐震不明建築物	旧耐震基準による建築物のうち、地震に対する安全性が明らかでないもの。 ただし、昭和56年6月1日以後に増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事（耐震改修促進法施行令第3条各号に該当する場合を除く）に着手し、検査済証を受けたものは該当しない。
既存耐震不適格建築物	耐震関係規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存不適格建築物。
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第14条各号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物で同法施行令第6条第2項及び第7条第2項に規定する一定規模以上のもの（要安全計画記載建築物を除く）。
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物のうち、同法施行令第6条第2項に規定する一定規模以上のもの。 なお、新耐震基準及び旧耐震基準は問わない。
通行障害既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、緊急輸送道路の沿道に面し、前面道路の幅員に対し一定高さ以上のもの
要緊急安全確認大規模建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法附則第3条及び同法施行令附則第2条に規定する不特定多数の者が利用する大規模建築物。
防災拠点建築物 (要安全確認計画記載建築物)	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なもの。
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物。

目 次

1 基本方針	1
1. 1 目的	
1. 2 計画の位置づけ	
1. 3 基本方針	
1. 4 沖縄県における過去の地震	
1. 5 沖縄県付近における地震分布	
1. 6 想定される地震の規模、被害の状況	
1. 7 地震による揺れやすさ	
2 耐震化の対象となる建築物	11
2. 1 耐震化の現状	
2. 2 耐震化を促進すべき建築物と目標設定	
2. 3 防災拠点建築物の耐震化の促進	
2. 4 緊急輸送道路の指定	
3 耐震化の促進を図るための施策	24
3. 1 普及・啓発の促進及び支援	
3. 2 実施体制の整備	
3. 3 耐震診断及び耐震改修技術者の育成及び登録	
3. 4 耐震化に係る助成及び支援	
3. 5 総合的な安全対策に関する取り組み	
3. 6 その他、耐震化を促進するための取り組み	
4 県、所管行政庁、市町村及び関係団体相互の連携	32
5 耐震改修等を促進するための指導や命令等	33

別表	34
-----------	----

第1表 防災拠点建築物一覧

第2表 特定既存耐震不適格建築物一覧表

資料編

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- (3) 沖縄県地域防災計画（地震編・抜粋）

1 基本方針

1. 1 目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等から県民の生命及び財産を保護するために、建築物の耐震診断及び耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

我が国は、世界でも有数の地震国であり、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、その後の鳥取県西部地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、北海道胆振東部地震など震度6以上の激しい揺れを伴う地震が立て続けに発生している。

特に平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、想定をはるかに超える揺れや大津波により、約2万5千人の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅及び建築物の倒壊等甚大な被害をもたらし、平成28年4月に発生した熊本地震では、これまで強い揺れが発生する確率が低いとされてきた地域において震度7が2度発生した。令和6年1月に発生した能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する被害が生じるなど、現在は日本国内においていつどこで大地震が発生してもおかしくない状況下であると考えられる。

本県では、その歴史的・地理的背景から、開放的であるものの、必ずしも耐震性に優れていない建築物が見受けられており、中でも昭和56年までに建てられた現行の耐震基準を満たしていない住宅・建築物等の耐震対策については、県民の生命及び財産の保護の観点から重要な課題である。

また、地震発生時における人命の保護や速やかな救助・復旧を可能とするため、災害応急対策における拠点施設、避難救護における必要施設、円滑な避難や救急・消防活動の実施及び避難者への緊急物資の輸送等の観点から特に重要である緊急輸送道路沿いの建築物を対象とした耐震化の促進は急務である。

本計画は、これらの課題に対応し、公共並びに民間の住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修等を総合的かつ計画的に促進するためのものである。

○近年に発生した震度6以上の地震（M：気象庁マグニチュード）

発生年月日	名称	M	震度	発生年月日	名称	M	震度
1995(H 7)/ 1/17	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	7	2011(H23)/ 4/ 7	宮城県沖地震	7.2	6強
2000(H12)/ 10/ 6	鳥取県西部地震	7.3	6強	2011(H23)/ 4/11	福島県浜通り地震	7.0	6弱
2003(H15)/ 5/26	宮城県沖地震	7.1	6弱	2011(H23)/ 4/12	福島県中通り地震	6.4	6弱
2003(H15)/ 7/26	宮城県北部地震	6.5	6強	2013(H25)/ 4/13	淡路島沖地震	6.3	6弱
2003(H15)/ 9/26	十勝沖地震	8.0	6弱	2014(H26)/ 11/22	長野県神城断層地震	6.7	6弱
2004(H16)/ 10/23	新潟県中越地震	6.8	7	2016(H28)/ 4/14	熊本地震	6.5	7
2005(H17)/ 3/20	福岡県西方沖地震	7.0	6弱	2016(H28)/ 4/16	熊本地震	7.3	7
2005(H17)/ 8/16	宮城県沖地震	7.2	6弱	2016(H28)/ 6/16	内浦湾地震	5.3	6弱
2007(H19)/ 3/25	能登半島地震	6.9	6強	2016(H28)/ 10/21	鳥取県中部地震	6.6	6弱
2007(H19)/ 7/16	新潟県中越沖地震	6.8	6強	2016(H28)/ 12/28	茨城県北部地震	6.3	6弱
2008(H20)/ 6/14	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	2018(H30)/ 6/18	大阪府北部地震	6.1	6弱
2008(H20)/ 7/24	岩手県沿岸北部地震	6.8	6弱	2018(H30)/ 9/ 6	北海道胆振東部地震	6.7	7
2009(H21)/ 8/11	駿河湾地震	6.5	6弱	2019(R 1)/ 6/18	山形県沖地震	6.7	6強
2011(H23)/ 3/11	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.1	7	2021(R 3)/ 2/13	福島県沖地震	7.3	6強
2011(H23)/ 3/12	長野県北部地震	6.7	6強	2022(R 4)/ 3/16	福島県沖地震	7.4	6強
2011(H23)/ 3/15	静岡県東部地震	6.4	6強	2022(R 4)/ 6/19	石川県能登地方地震	5.4	6弱

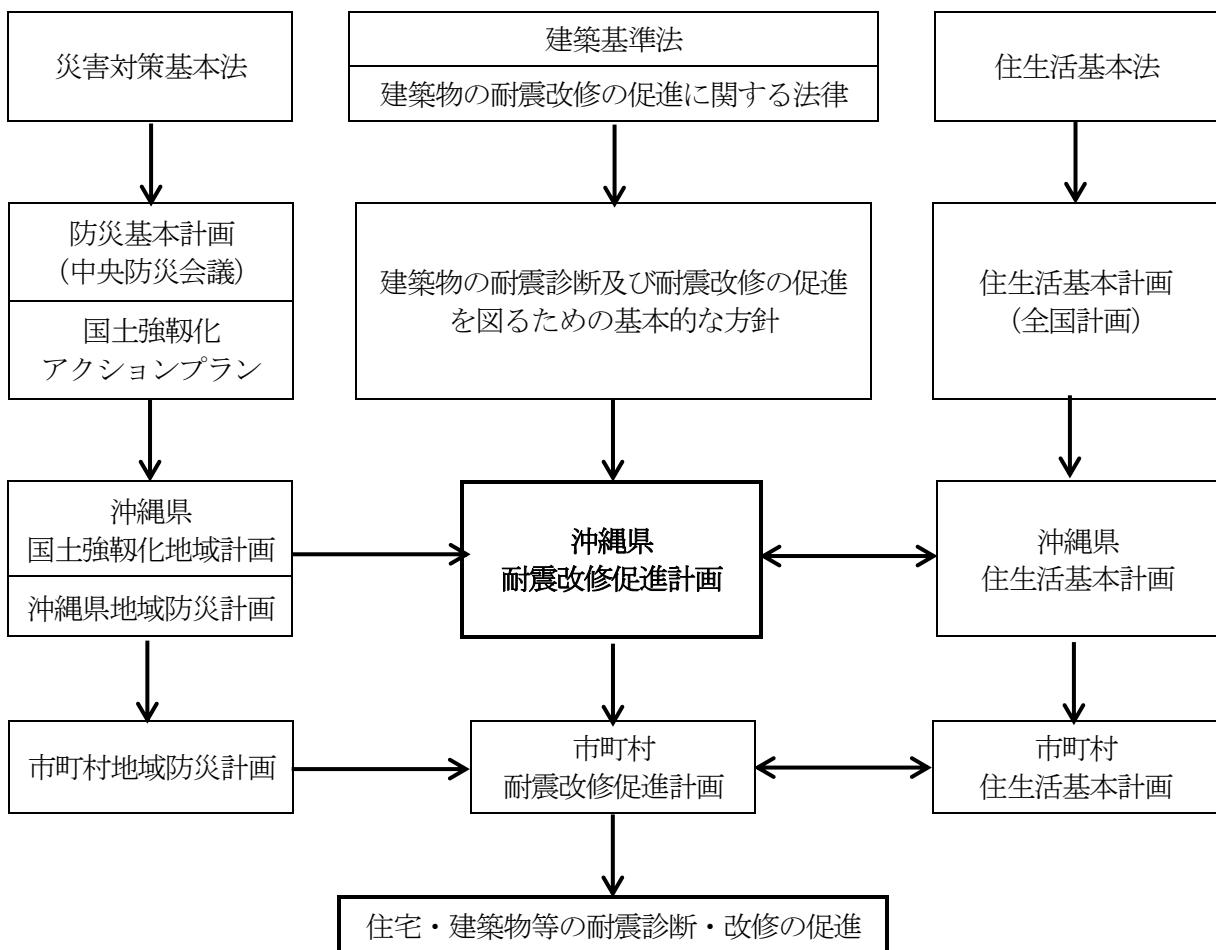
<u>2023(R5)/5/5</u>	<u>能登半島沖地震</u>	<u>6.5</u>	<u>6強</u>
<u>2024(R6) / 1/ 1</u>	<u>石川県能登地方地震</u>	<u>7.6</u>	<u>7</u>
<u>2024(R6) / 4/17</u>	<u>豊後水道地震</u>	<u>6.6</u>	<u>6弱</u>
<u>2024 (R6) / 8/8</u>	<u>日向灘地震</u>	<u>7.1</u>	<u>6弱</u>

1. 2 計画の位置づけ

本計画は、「沖縄県地域防災計画（平成27年3月沖縄県防災会議）」（以下「地域防災計画」という。）を補完し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）」（以下「基本方針」という。）に基づき、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するための具体的な施策の展開に当たっての基本計画となるものである。

本計画は、耐震改修促進法及び基本方針に基づき国が定めた基本方針に基づき作成するものであり、沖縄県における住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、具体的な耐震化の目標、施策、地震に対する安全性の普及啓発や措置等に関する事項を定め、県内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示すマスター・プランとして位置づけることにより、着実な耐震化の推進を図るものである。

また、策定においては、「沖縄県国土強靭化地域計画」及び「地域防災計画」等に定められている防災関連施策等を踏まえるとともに、沖縄県住生活基本計画における住宅施策との整合を図るものとする。



1. 3 基本方針

本県における住宅及び建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するにあたっては、以下の事項を基本とする。

(1) 対象区域

本計画は、沖縄県全域を対象とする。ただし、市町村耐震改修促進計画が策定されている場合はそれを優先することとする。

(2) 実施方針

本計画では、県内全域の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とし、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ効率的に実施し、定期的に計画の実施状況を検証した上、必要に応じて耐震化の目標や目標達成に向けた計画内容の見直しを図ることとする。

また、県内全市町村は本計画を踏まえ、それぞれ耐震改修促進計画を策定し、計画的に施策を実施し、耐震化に取り組むよう努めるものとする。

(3) 対象とする建築物

耐震診断及び耐震改修を促進する建築物は、耐震改修促進法に規定する下記の既存耐震不適格建築物を対象とし、これらのとおり耐震化に向け執り行っていくこととする。

○住宅

直接県民の生命・財産に関わるものであり、被災軽減に重要である住宅の耐震化を促進する。

○民間建築物

地震による建築物の倒壊等の被害を防ぐため、建築物の耐震診断を促進し、特に耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断及び耐震改修を促進する。

○公共建築物

公共建築物は、災害時の活動拠点となる重要な施設が多いことから、率先して耐震化を行うものとする。

1. 4 沖縄県における過去の地震

沖縄県においても過去に多くの地震被害を経験している。

周知のように、沖縄県の位置する南西諸島では、宮古島から与那国島までのいわゆる先島近海の他、鹿児島県の喜界島付近並びに台湾の東海岸付近において比較的活発な地震活動が認められており、沖縄県下では、溺死者1万1千人余を出した1771年の「八重山津波地震」の他、多くの地震を経験している。

また津波においても、先島近海を震源とする地震が基となった津波の他、1960年のチリ地震津波（死者3人、家屋全半壊137棟、橋梁破損9箇所等）等南半球の地震の影響によるものや2011年の東日本大震災によるものなど、沖縄県内では地震による揺れを観測しなかったものの、津波警報が発令され、観測されている事例も多数ある。

平成13年（2001年）から令和6年（2024年）までの24年間において、県内で震度1以上を観測した地震は1,831回あり、年平均約76回の発生となっている。

そのうちの7割は震度1だが、震度4が17回、震度5弱が3回（2004年、2010年、2018年）発生しており、近年、沖縄県周辺において人命に関わる大きな地震被害はないが、周辺には火山帯や複数のプレート及び断層が位置していることから、周辺地域の地震活動が今後も引き続き低いと判断するのは大変危険である。

なお、本県における過去の地震の発生状況及び津波警報の発令状況は以下のとおりである。

○沖縄県付近における主な地震被害（M：マグニチュード）

発生年月日	震　　源	M	震度	被　　害
1771/ 4/24	石垣島近海	7.4	—	死者11,861人（八重山9,313人、宮古2,548人） 家屋全壊3,229棟
1898/ 9/ 1	八重山諸島	7.0	—	石垣・宮古島で家屋半壊2戸、堤防破損1箇所、
1909/ 8/29	沖縄本島近海	6.2	—	那覇・首里で死者1人、負傷者10人 家屋全半壊16棟
1911/ 6/15	奄美大島近海	8.0	6	奄美大島・喜界島で震度6、沖縄島で震度5 死者12人、負傷者26人、家屋全壊422棟
1915/ 1/ 6	石垣島北西沖	7.4	4	石垣島で石垣崩壊105か所
1926/ 6/29	沖縄本島北西沖	7.0	4	那覇市で震度4
1926/ 8/ 7	宮古島近海	7.0	4	石垣市で震度4
1938/ 6/10	宮古島北西沖	7.7	4	平良港で桟橋流失
1947/ 9/27	与那国島近海	7.4	5	死者5人（石垣島1人、西表島4人） 山崩れ、地割れ、落石
1958/ 3/11	石垣島近海	7.2	5	死者2人
1960/ 5/23	チリ津波地震	9.5	—	死者3人、負傷者2人、家屋全壊28戸 橋梁破損9箇所、道路決壊11箇所
1966/ 3/13	与那国島近海	7.8	5	死者2人 家屋被害4棟、石垣崩壊23か所
1992/10/14～ 1993/ 5/17	西表島近海	5.0	5	震度5（6回）をはじめ、総計1,336回の有感地震を観測

1998/ 5/ 4	石垣島南方沖	7.7	3	与那国島・石垣島・宮古島などで震度3を観測
2000/11/14	西表島付近	4.9	5弱	西表島で震度5弱を観測
2004/10/15	与那国島近海	6.6	5弱	与那国島で震度5弱を観測
2010/ 2/27	沖縄本島近海	7.2	5弱	糸満市で震度5弱を観測
2011/11/ 8	沖縄本島北西沖	7.0	4	沖縄本島及び周辺離島で最大震度4を観測
2015/ 4/20	与那国島近海	6.8	4	与那国島で震度4を観測

出典：「沖縄県における地震・津波・火山噴火資料（沖縄気象台）」及び「気象庁防災気象情報」等を参考に作成

○沖縄県で警報が発令された地震津波（M：マグニチュード）

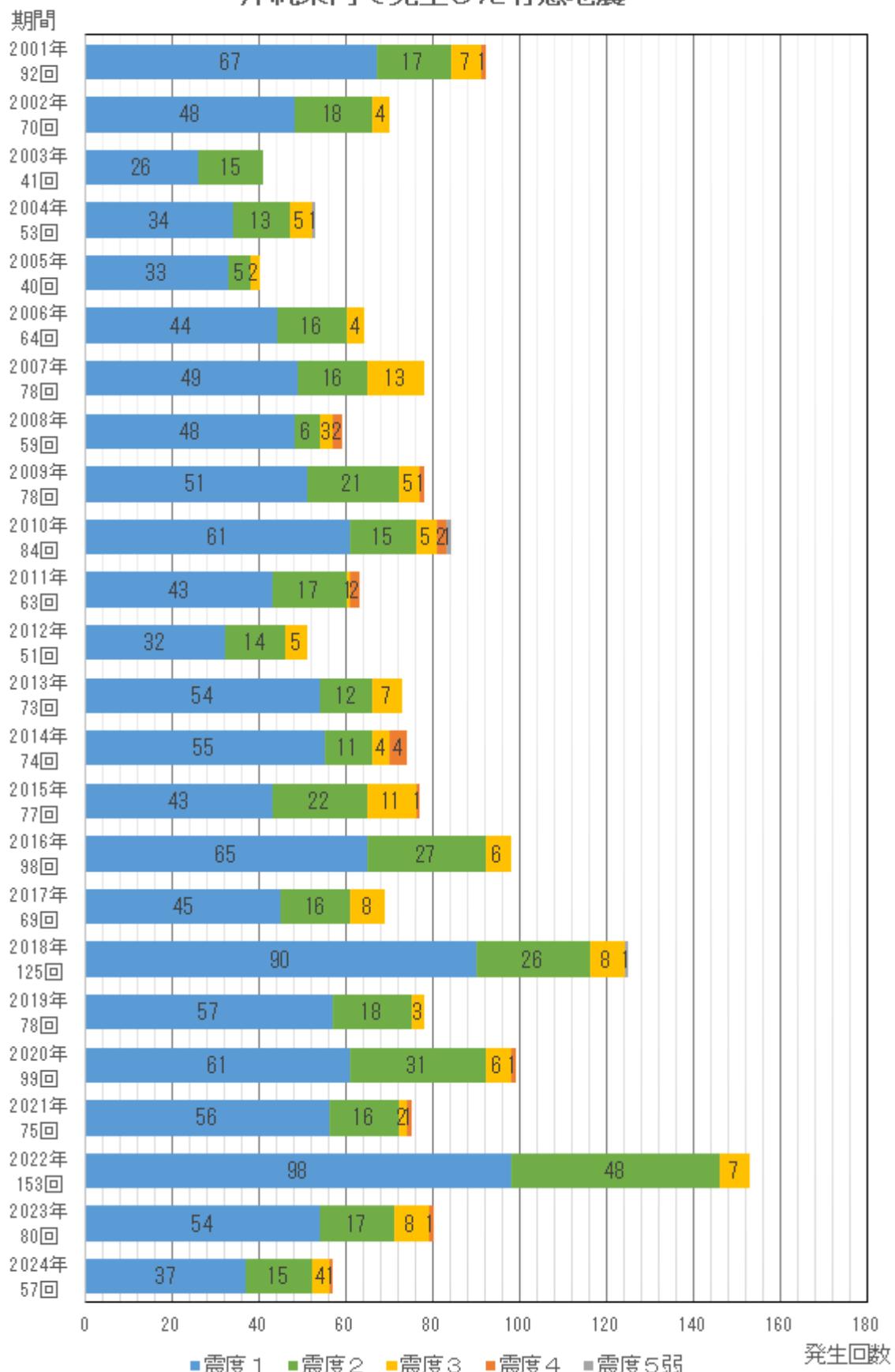
発生年月日	震央地名	M	警報発令地域	最大津波高さ
2001/12/18	与那国島近海	7.3	宮古島、八重山	10cm
2002/ 3/26	石垣島南方沖	7.0	沖縄本島、宮古島、八重山	10cm
2002/ 3/31	台湾付近	7.0	沖縄本島、宮古島、八重山	10cm
2007/ 4/20	宮古島北西沖	6.7	宮古島、八重山	—
2007/ 8/16	ペルー沿岸	7.9	沖縄本島、大東島、宮古島	15cm
2007/ 8/16	ニューギニア付近	7.5	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	12cm
2009/ 1/ 4	石垣島近海	6.7	宮古島、八重山	—
2009/ 8/17	石垣島近海	6.6	宮古島、八重山	—
2009/ 8/17	サモア諸島	8.1	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	7 cm
2009/ 9/30	石垣島近海	6.5	宮古島、八重山	—
2010/ 2/27	沖縄本島近海	7.2	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	13cm
2010/ 2/27	チリ中部沿岸	8.5	沖縄本島、大東島	34cm
2010/ 3/11	東日本大震災	9.0	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	65cm
2012/ 8/31	フィリピン諸島	7.6	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	6 cm
2013/ 2/ 6	サンタクルーズ諸島	7.9	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	9 cm
2014/ 4/ 2	チリ北部沿岸	8.1	沖縄本島	8 cm
2015/ 4/20	与那国島近海	6.8	沖縄本島、宮古島、八重山	—
2015/ 5/ 3	鳥島近海	5.9	大東島	3 cm
2015/ 9/17	チリ中部沿岸	8.3	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	13cm
2015/11/14	薩摩半島西方沖	7.1	沖縄本島	—
2016/ 9/26	沖縄本島近海地震	5.6	沖縄本島地方	—
2018/ 3/ 1	西表島附近地震	5.6	宮古島、八重山	—

出典：「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）」及び「気象庁ホームページ」等を参考に作成

○2001年以降沖縄県内で発生した有感地震

単位：回

沖縄県内で発生した有感地震



出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

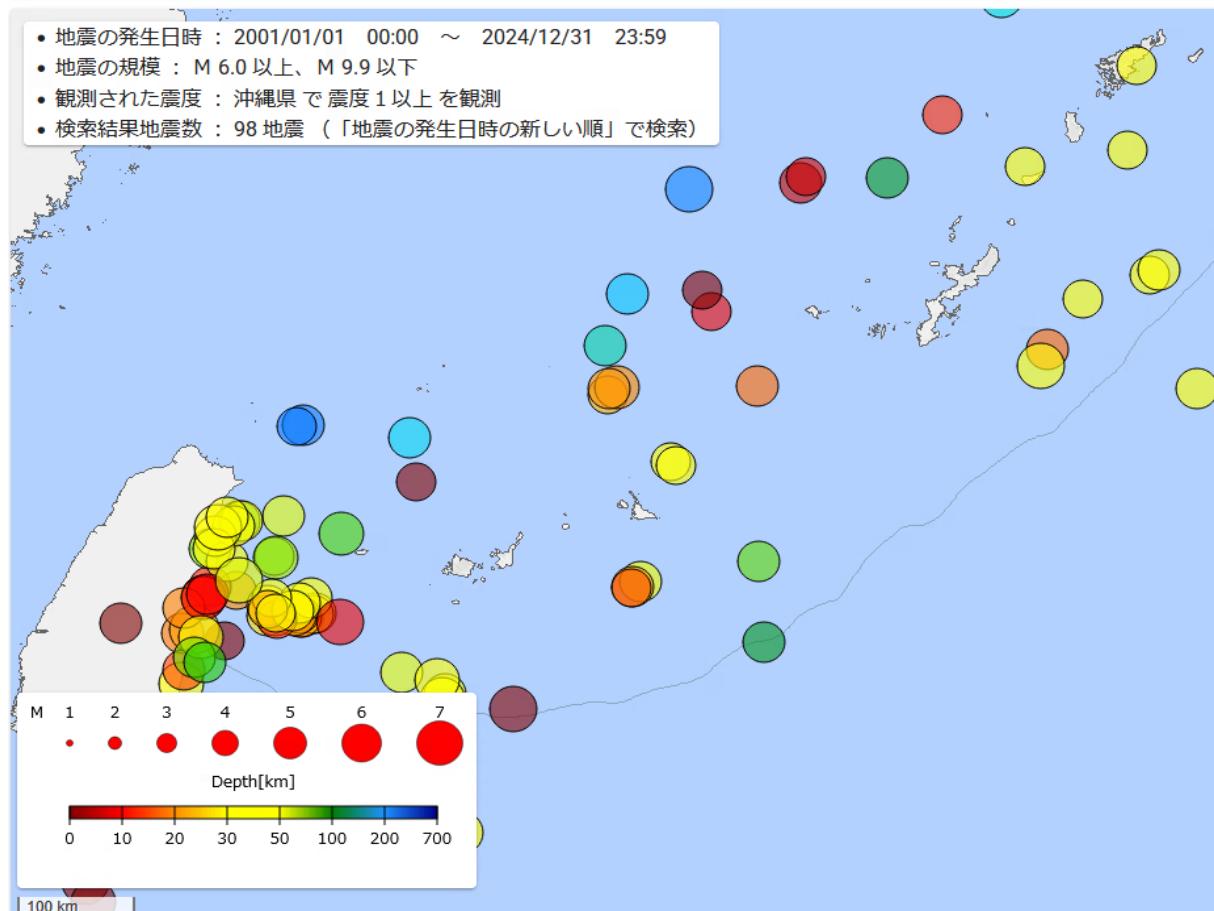
1. 5 沖縄県付近における地震分布

沖縄県内及びその付近においても引き続き地震が発生している。

沖縄県周辺では、これまで奄美大島東方沖や沖縄本島南東沖、西表島南西沖などにおいてマグニチュード6.0以上の規模が比較的大きな地震が多数発生している。

特に平成13年（2001年）から令和6年（2024年）までの24年間において計98回と年平均4回程度発生していることから、引き続き地震に対する警戒が必要となっている。

○沖縄県における過去の震源位置（マグニチュード6.0以上）



出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

1. 6 想定される地震の規模、被害の状況

沖縄本島及び先島地域を含めた各地域で想定される地震で甚大な被害が発生することが予測されている。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、本県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から海溝型や内陸型等25の想定地震を設定し、それぞれの地震における県内各地の被害分布状況を予測している。

同報告書における想定地震は、災害対策上の基礎資料とするものであるため、現時点の科学的知見で発生する可能性がある地震のうち、本県に大きな人的・物的被害をもたらす可能性があるものを設定している。

○地震・津波被害予測の想定地震一覧（M：マグニチュード）

想定地震	タイプ	M	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備 考
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）	前回調査 (平成21年 度)より
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）	
石川一具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）	
沖縄本島南部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6強）	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い（7）	
西田川-セナイ瀧	内陸型	7.0	西表島において震度が強い（7）	
八重山諸島南西沖地震	海溝型	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	平成23・24 年度津波・ 被害想定 調査より
八重山諸島南方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
八重山諸島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
石垣島南方沖地震	海溝型	7.8	黒島において震度が強い（6弱）	
石垣島東方沖地震	海溝型	8.0	石垣島において震度が強い（6強）	
与那国島北方沖地震	海溝型	8.1	与那国島において震度が強い（6強）	
石垣島北方沖地震	海溝型	8.1	西表島、多良間島において震度が強い（6強）	
多良間島北方沖地震	海溝型	8.1	多良間島において震度が強い（6強）	
宮古島北方沖地震	海溝型	8.1	宮古島において震度が強い（6強）	平成25年 度に新規 設定
久米島北方沖地震	海溝型	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6強）	
沖縄本島北西沖地震	海溝型	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い（6弱）	
沖縄本島南東沖地震3連動	海溝型	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6強）	
八重山諸島南方沖地震3連動	海溝型	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6強）	前回調査
沖縄本島北部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い（6強）	
宮古島スラブ内	内陸型	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い（6強）	
石垣島スラブ内	内陸型	7.8	石垣島市街地において震度が強い（6強）	
一律地震動による地震	直下型	6.9	沖縄県内全域において震度が強い（6弱）	

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書及び沖縄県地域防災計画

○地震・津波被害量予測一覧

注：(津波) の欄は全体数のうち津波が占める被害数。

想定地震	死者[人] (津波)	重傷者[人] (津波)	軽傷者[人] (津波)	避難者(G避難所内)[人]		全壊[棟] (津波)	半壊[棟] (津波)	断水[人]	下水道 支障[人]	停電 [軒]	通信機能 不通[回線]	都市ガス 支障[戸]
				直後	1週間後							
沖縄本島南部断層系による地震	173	1,261	5,903	17,153	35,885	13,610	30,639	242,587	204,106	59,729	36,087	22,438
伊祖断層による地震	147	1,277	6,133	17,534	38,406	13,375	32,499	290,955	217,921	51,690	37,512	27,177
石川一具志川断層系による地震	184	1,282	5,826	16,114	28,171	14,614	29,531	200,213	201,988	54,942	24,169	1,851
沖縄本島南部スラブ内地震	453	3,091	12,643	36,957	87,542	32,782	62,606	640,165	264,554	128,162	78,275	52,699
宮古島断層による地震	26	263	922	2,397	3,462	2,648	4,073	23,652	3,876	7,081	4,711	0
八重山諸島南西沖地震	26 (25)	169 (159)	416 (307)	625	394	329 (140)	834 (158)	196	4,477	1,204	626	0
八重山諸島南方沖地震	108 (107)	472 (461)	1,039 (893)	1,430	1,063	922 (721)	1,324 (446)	1,080	4,821	2,986	1,341	0
八重山諸島南東沖地震	93 (91)	681 (656)	1,880 (1,273)	5,381	2,648	1,466 (235)	5,293 (702)	12,769	143,117	1,027	617	897
沖縄本島南東沖地震	9,418 (9,349)	29,943 (29,362)	60,907 (56,830)	141,097	103,560	37,385 (28,189)	44,255 (20,659)	539,373	590,562	152,967	99,103	53,000
沖縄本島東方沖地震	6,337 (6,269)	19,178 (18,630)	40,181 (36,045)	81,377	80,288	25,151 (16,168)	38,356 (13,992)	488,878	276,396	110,047	53,533	8,112
石垣島南方沖地震	1,729 (1,727)	3,004 (2,986)	5,902 (5,788)	16,992	6,138	3,795 (3,547)	3,354 (2,694)	11,754	9,178	11,959	11,001	0
石垣島東方沖地震	2,150 (2,145)	3,277 (3,223)	6,523 (6,240)	18,546	7,865	5,066 (4,442)	4,076 (2,551)	15,075	13,510	15,541	13,872	0
石垣島北方沖地震	122 (118)	602 (560)	1,396 (1,084)	4,940	1,200	686 (188)	2,698 (931)	882	5,839	3,580	2,478	0
久米島北方沖地震	1,362 (1,324)	8,135 (7,980)	16,671 (15,472)	79,118	32,781	16,677 (12,654)	24,429 (15,408)	96,180	542,089	42,411	39,928	53,000
沖縄本島北西沖地震	641 (630)	3,817 (3,767)	8,177 (7,304)	21,632	10,092	6,426 (4,282)	11,928 (5,108)	25,535	195,186	13,96	6,983	1,150
沖縄本島南東沖地震3連動	11,340 (11,109)	37,781 (35,846)	78,633 (69,179)	178,501	152,397	58,346 (35,308)	70,714 (22,778)	775,977	629,135	223,506	137,860	53,000
八重山諸島南方沖地震3連動	2,432 (2,414)	4,800 (4,631)	10,416 (8,959)	27,117	17,970	10,666 (7,030)	12,954 (2,633)	79,112	183,779	23,571	19,129	2,131
沖縄本島北部スラブ内地震	182	1,366	7,367	19,008	59,258	14,791	40,291	518,909	233,564	80,778	42,664	9,924
宮古島スラブ内地震	18	195	844	1,987	2,811	1,995	3,958	18,276	5,269	5,872	3,906	0
石垣島スラブ内地震	17	108	594	1,383	1,166	1,163	2,920	412	5,219	5,909	4,180	0

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書及び沖縄県地域防災計画

1. 7 地震による揺れやすさ

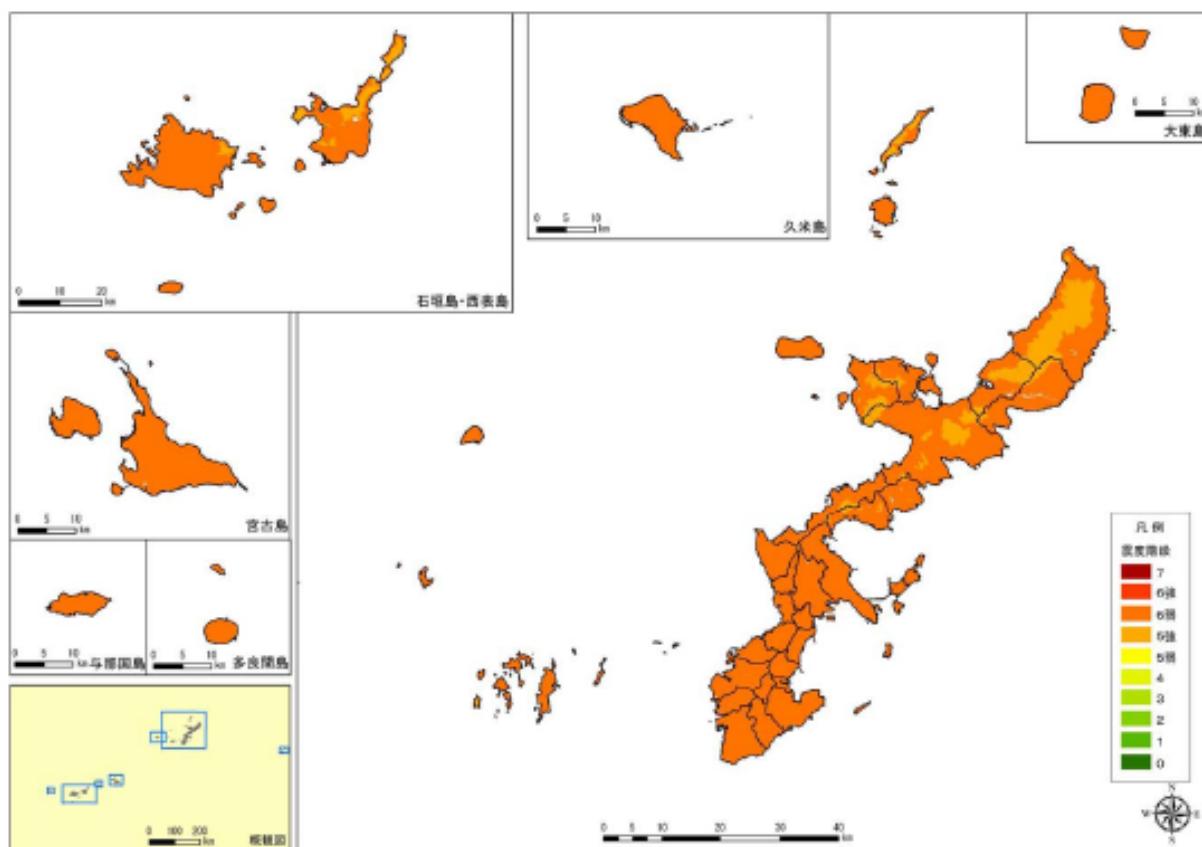
沖縄県でも揺れやすい地盤が広く分布しており、大きな揺れが予想されている。

地震は、海溝型地震（プレート境界型等）や内陸型地震（活断層等）以外にも、被害を引き起こすものが発生することがあり、特に内陸では活断層が分布していないくともマグニチュード6クラスの地震が発生する可能性がある。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、活断層が確認されていない地域で起こりえる最大級の揺れの程度を把握できるように、県内一律でマグニチュード6.9の地震が発生した場合の地盤の揺れやすさについて予測を行っている。

特に海岸線沿いや埋立地等で非常に揺れやすい地盤が多く存在しており、地震発生時に最大で震度5強～6弱程度の強い揺れが発生することが予想されている。

○一律地震動による地震の震度分布（マグニチュード6.9、上端深さ5km）



出典：沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）

2 耐震化の対象となる建築物

2. 1 耐震化の現状

耐震性能に問題があると懸念されている建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物等であり、計画的に耐震化に取組む必要がある。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災での建築物の被害は、全壊104,906棟、半壊144,274棟を記録した。

国土交通省の報告によると、建築物の被害に占める「大破・中小破」の割合について、昭和56年以前の建築物では約65%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約25%と被害が大幅に減少している。

これは、昭和56年における建築基準法の改正により、建築物における耐震基準の抜本的見直しが計られた結果であると推測される。

平成28年に発生し、震度6以上を7回、震度7を2回記録した熊本地震における建築物の被害においても、全壊8,667棟、半壊34,719棟、一部破損162,500棟を記録しているが、建築物の被害に占める「大破」の割合は、昭和56年以前の建築物では約46%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約15%と被害が大幅に減少しており、「無被害」の割合も、昭和56年以前の建築物では約5%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約31%と約6倍となっている。

令和6年に発生し、震度6強以上を記録した能登半島地震における木造建築物の被害においても、倒壊714棟、大破787棟、軽微・小破・中破2,347棟を記録しているが、建築物の被害に占める「倒壊・大破」の割合は昭和56年以前の建築物では約39%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約11%と被害が大幅に減少しており、旧耐震基準と新耐震基準による建築物の被害の差は顕著に表れている。

阪神・淡路大震災を契機に平成7年に耐震改修促進法が制定され、県内でも建築物の耐震化を推し進めてきたことで、建築物における耐震診断等の実施実績は徐々に増えてきているものの、耐震改修の実績は未だ少なく、除却及び建替等により耐震化が進められているのが現状となっている。

今後、耐震化率の向上を図るためにには、住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とし、県及び市町村は耐震化支援のための環境整備と適切な指導を行っていく。

それを踏まえた上で、昭和56年以前の耐震性が不足する建築物については、計画的に耐震化に取組むことが必要である。

(1) 住宅

住宅・土地統計調査による建築年代別戸数を見てみる。

平成15年は総戸数465,100戸に対し、昭和56年以前の住宅は166,900戸（35.9%）、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は96,500戸と推測される。よって耐震性のある住宅は368,600戸（79.2%）と推測※される。

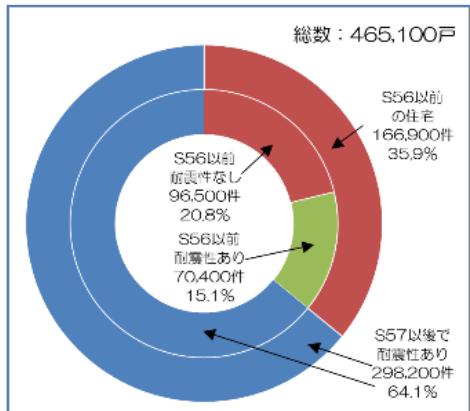
平成20年は総戸数504,400戸に対し、昭和56年以前の住宅は160,000戸（31.7%）、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は91,400戸と推測される。よって耐震性のある住宅は413,000戸（81.9%）と推測※される。

平成25年は総戸数537,300戸に対し、昭和56年以前の住宅は151,400戸（28.2%）、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は66,000戸と推測される。よって耐震性のある住宅は471,300戸（87.7%）と推測※される。（※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測）

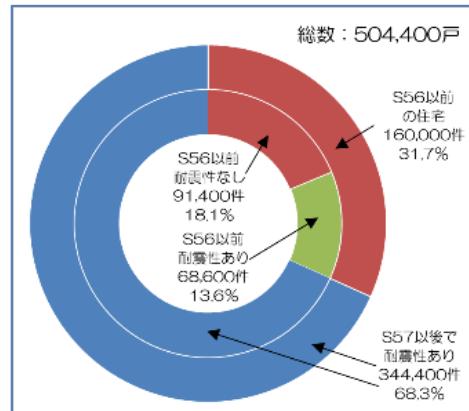
平成30年は総戸数577,000戸に対し、昭和56年以前の住宅は131,900戸（22.9%）、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は51,900戸と推測される。よって耐震性のある住宅は525,100戸（91.0%）と推測※される。（※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測）

令和5年は総戸数627,400戸に対し、昭和55年以前の住宅は119,500戸（19.1%）、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は43,300戸と推測される。よって耐震性のある住宅は584,100戸（93.1%）と推測※される。（※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測）

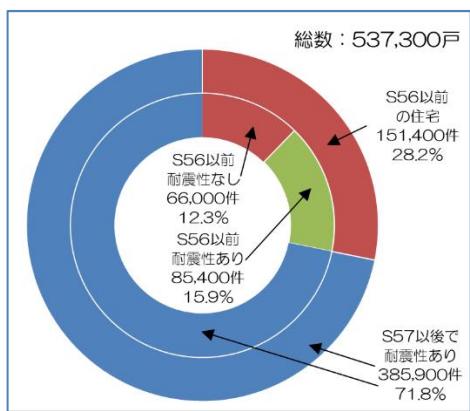
○住宅の耐震性（H15）



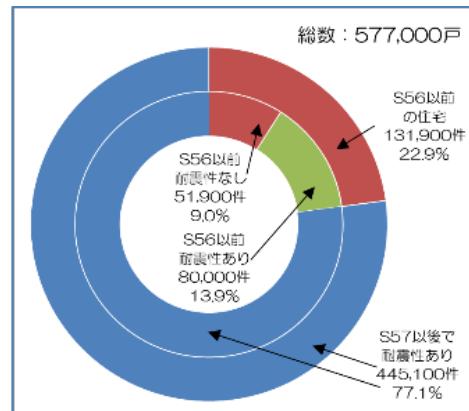
○住宅の耐震性（H20）



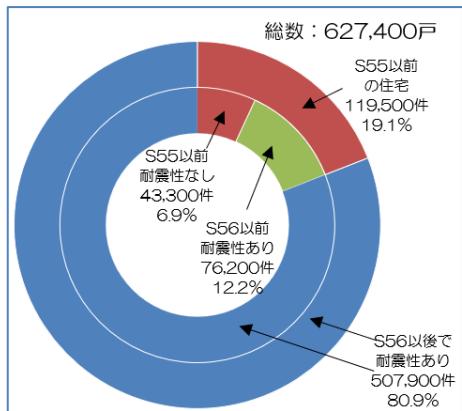
○住宅の耐震性（H25）



○住宅の耐震性（H30）



○住宅の耐震性（R5）



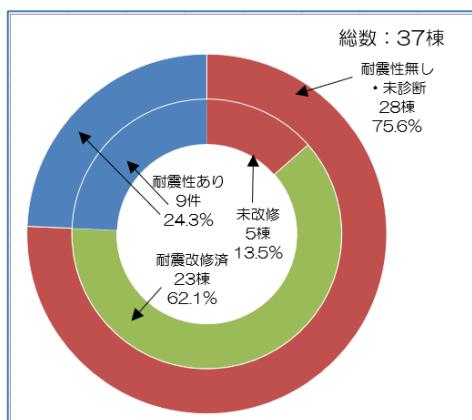
(2) 耐震診断義務付け対象建築物

令和6年度時点の本県における要緊急安全確認大規模建築物の総数37棟に対し、耐震診断によって「耐震性あり」と判断される建築物は9棟、耐震改修等を行い、耐震性を確保した建築物は23棟であり、よって耐震性のあるものは32棟(86.5%)である。

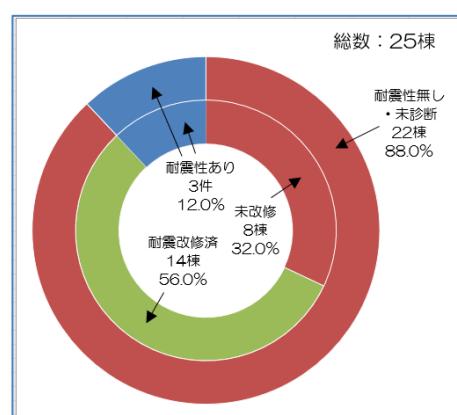
また、要安全確認計画記載建築物の総数25棟に対し、耐震診断によって「耐震性あり」と判断される建築物は3棟、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は14棟であり、よって耐震性のあるものは17棟(68.0%)である。

よって、耐震診断義務付け対象建築物については、総数62棟に対し、耐震診断によって「耐震性あり」と判断される建築物は12棟、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は37棟となり、よって耐震性のあるものは49棟(79.0%)となる。

○要緊急安全確認大規模建築物の耐震性 (R6)



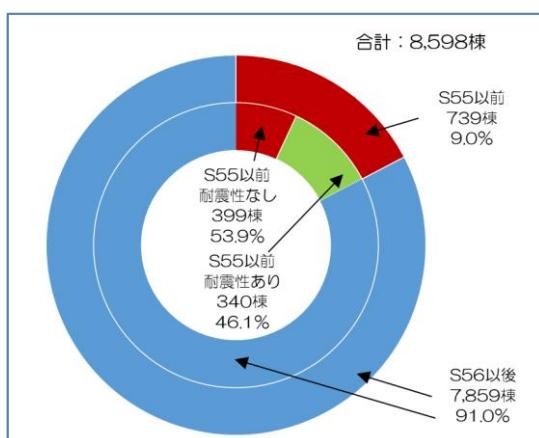
○要安全確認計画記載建築物の耐震性 (R6)



(3) 多数の者が利用する建築物

令和6年度時点の本県における学校、病院、ホテルなどの耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の総数8,598棟に対し、耐震診断によって「耐震性無し」と判断される建築物は399棟と推測される。よって耐震性のあるものは8,199棟(95.4%)と推測※される。（※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測）

○多数の者が利用する建築物の耐震性 (R06)



2. 2 耐震化を促進すべき建築物と目標設定

耐震化を促進すべき建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物並びに県又は市町村が所有する公共建築物として耐震化の目標を設定する。

国土交通省は基本方針において、住宅については令和17年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標としている。

県においても、同方針をふまえた目標設定を以下のとおり行うものとする。

(1) 住宅

本県における住宅の耐震化率について、現状は93.1%（令和5年度）となっており、令和17年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

○要緊急安全確認大規模建築物
本県における要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率について、現状は86.5%（令和6年度）となっており、改修や除却及び建替等を行い、令和12年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

○要安全確認計画記載建築物

本県における要安全確認計画記載建築物の耐震化率について、現状は68.0%（令和6年度）となっており、改修や除却及び建替等を行い、早期に耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率（R7年3月現在）

分類	要緊急安全確認大規模建築物	防災拠点建築物 (要安全確認計画記載建築物)
建築物の総数	<u>37棟</u>	<u>25棟</u>
耐震性不足建築物	<u>5棟</u>	<u>8棟</u>
耐震化率	<u>86.5%</u>	<u>68.0%</u>

※現行の耐震化率については、5年を目途に検証を行うこととする。

(3) 多数の者が利用する建築物

本県における多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状は95.4%（令和6年度）となっている。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

○耐震診断・改修を促進すべき建築物の耐震化率（R7年3月現在）

分類	ア. 防災時の拠点となる建築物	イ. 不特定多数の者が利用する建築物	ウ. 特定多数の者が利用する建築物
用途	庁舎、警察署、消防署、幼稚園、学校、病院、社会福祉施設、体育館等	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館等	共同住宅、寄宿舎、事務所、工場等
建築物の総数時点 <u>(R3.3月時点から)</u> <u>R7.3月時点耐震性不足建築物の棟数を考慮)</u>	<u>3,183</u> 棟	<u>817</u> 棟	<u>4,598</u> 棟
耐震性不足建築物 <u>(R7.3月時点)</u>	<u>50</u> 棟	<u>58</u> 棟	<u>291</u> 棟
現行の耐震化率	<u>98.4</u> %	<u>92.9</u> %	<u>93.7</u> %

(4) 公共建築物

県又は市町村が所有する公共建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物については、早期に耐震性が不十分な建築物を概ね解消することとし、被災後の復旧活動の拠点となる施設等で耐震化の必要性が高い建築物から順次、耐震化を進めていくものとする。

上記以外の既存耐震不適格建築物である公共建築物については、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修等を行うよう努めることとする。

特に県有建築物については、沖縄県公共施設等総合管理計画（平成28年12月）及び県有施設長寿命化（予防保全）指針（平成29年3月）における管理及び保全計画との整合を図るものとする。

2. 3 防災拠点建築物の耐震化の促進

既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なものについて、耐震診断の結果の報告を求める「防災拠点建築物」として定める。

大規模な地震が発生した場合、災害応急対策の拠点となる庁舎や病院、避難所となる学校の体育館等その利用を確保することが公益上必要な建築物が被災により使用不能となる事態を防ぐため、地震に対する安全性が明らかでない耐震不明建築物について、耐震診断を行わせ、現行の耐震基準を満たしていない建築物については速やかに耐震改修や除却及び建替え等を実施する必要がある。

県では、上記の建築物を下表のとおり防災拠点建築物として位置づけ、より一層の耐震化を促進するため、法第5条第3項第1号の規定に基づき、別添第1表のとおり耐震診断の結果の報告を求める建築物及び当該報告の期限に関する事項を定める。

また当該建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められた場合は、速やかに耐震改修等を行うよう努めることとし、報告期限までに当該建築物の除却が行われた場合又は防災拠点建築物の要件でなくなった場合は、所管行政庁までその旨を報告することとする。

○耐震診断結果の報告を求める防災拠点建築物

所有者	建築物の区分	規模	備考
県又は市町村	庁舎	階数3及び床面積の合計1,000平方メートル以上	災害応急対策の実施拠点となる施設に限る。
	病院、診療所	階数3及び床面積の合計1,000平方メートル以上	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設に限る。
	地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもの	法施行令第6条第2項に定める規模以上	地震時において避難所となる施設等をいう。

※耐震改修法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物は除く。

2. 4 緊急輸送道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路（緊急輸送道路）として、緊急輸送道路を次表に示す。

「緊急輸送道路」とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物質供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路のことであり、道路の耐震性が確保されているとともに、災害直後にネットワークとして機能することが重要である。

本計画では、沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画及び市町村耐震改修促進計画に位置づけられている緊急輸送道路を対象に、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路とみなす。

また、平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震において、沿道建築物の倒壊によるガレキ等の路上障害物が震災後の道路輸送機能を低下させ、応急復旧対策活動に多大な影響を与えていたことから、既存耐震不適格建築物のうち、緊急輸送道路沿道に位置し、前面幅員に対して一定の高さを有する建築物を通行障害既存耐震不適格建築物として指定し、重点的に耐震診断・改修の促進を図る必要がある。

なお、本県では通行障害既存耐震不適格建築物について未指定であり、今後、対象建築物の絞り込み及び指定について検討を行う必要がある。

○緊急輸送道路一覧（R5）

- 第1次：那覇空港、重要港湾等（那覇港、中城湾港、金武湾港、運天港）、災害対策本部等（沖縄県庁、南部合同庁舎、中部合同庁舎、北部合同庁舎、沖縄県警察本部、沖縄総合事務局、自衛隊那覇駐屯地）、広域市町村圏中心市庁舎（那覇市役所、沖縄市役所、名護市役所）を連絡する道路
- 第2次：第1次緊急輸送道路で連絡された防災拠点と主要防災拠点（市町村庁舎、病院、指定公共機関等、国の出先機関庁舎、警察署、消防本部、地方港湾、主要な漁港、自衛隊基地ヘリポート、浄水場、火力発電所、石油基地、国営公園、海上警察、気象台）を連絡する道路
- 第3次：本島とその周辺の島を連絡する離島架橋

機能区分	道路種別	路線名	区間（交差点）	延長（km）
第1次	高速道路	沖縄自動車道	許田IC～那覇IC	57.3
第1次	国道(指)	那覇空港自動車道	名嘉地IC～西原JCT	11.7
第1次	国道(指)	国道58号	名護市宮里4丁目（北）～那覇市明治橋	67.4
第1次	国道(指)	国道58号那覇西道路	那覇市若狭IC～那覇市鏡水	2.8
第1次	国道(指)	国道329号	那覇市上間～那覇市明治橋 沖縄市比屋根～沖縄市高原	6.9
第1次	国道(指)	国道331号	豊見城市名嘉地IC～那覇市明治橋	6.5
第1次	国道(指)	国道332号	那覇市垣花～那覇市安次嶺	4.2
第1次	国道(指外)	国道330号	那覇市旭橋～那覇市旭町	0.2
第1次	国道(指外)	国道449号	名護市屋部（西）～本部町瀬底大橋	11.0
第1次	国道(指外)	国道449号名護BP	名護市屋部（西）～名護市宮里4丁目（北）	2.7
第1次	主要地方道	本部循環線	名護市大南	0.1
第1次	主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷国体道路入口	3.2
第1次	主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎1丁目～恩納村恩納南BP	3.4
第1次	主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝～那覇市上間	7.2
第1次	主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内～沖縄市比屋根	13.1
第1次	一般県道	県道20号線	沖縄市高原～沖縄市上地	3.5
第1次	一般県道	具志川前原線	うるま市前原～うるま市豊原	1.1
第1次	一般県道	県道39号線	那覇市県庁北口～那覇市那覇市役所前	0.2

第1次	一般県道	県道42号線	那覇市県庁南口～那覇市久茂地	0.7
第1次	市町村道	名護市道（名護42号線）	名護市大南	0.1
第1次	市町村道	名護市道（名護49号線）	名護市大南	0.1
第1次	市町村道	名護市道（名護中央線）	名護市大南～北部合同庁舎入口	0.1
第1次	市町村道	沖縄市道（胡屋19号線）	沖縄市仲宗根町～沖縄市役所入口	0.1
第1次	市町村道	沖縄市道（胡屋20号線）	沖縄市仲宗根町	0.2
第1次	市町村道	沖縄市道（松本団地西側線）	沖縄市美原1丁目	0.9
第1次	市町村道	那覇市道（旭町6号）	那覇市旭町	0.1
第1次	市町村道	那覇市道（旭町7号）	那覇市旭町～南部合同庁舎入口	0.1
第1次	市町村道	那覇市道（銘苅泊線）	那覇市おもろまち～那覇市第2地方合同庁舎入口	0.1
第1次	市町村道	那覇市道（泉崎6号）	那覇市泉崎1丁目	0.3
第1次	市町村道	那覇市道（泉崎7号）	那覇市泉崎1丁目～那覇市役所入口	0.1
第1次	市町村道	那覇市道（天久安里線）	那覇市上之屋～那覇市おもろまち駅前	1.6
第1次	市町村道	那覇市道（久米若狭線）	那覇市若狭IC～那覇市久茂地	0.9
第1次	港湾道路	臨港道路港湾1号線	那覇市明治橋～那覇市なうら橋	4.9
第1次	港湾道路	臨港道路港湾2号線	那覇市港町1丁目～那覇市曙	1.7
第1次	港湾道路	臨港道路港湾7号線	那覇市港町1丁目	0.8
第1次	港湾道路	臨港道路新港ふ頭縦17号線	那覇市港町1丁目～那覇港新港ふ頭	0.2
第1次	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区1号線	那覇市なうら橋～浦添市西洲2丁目	1.0
第1次	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区2号線	浦添市西洲2丁目	0.5
第1次	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区3号線	浦添市西洲2丁目	0.9
第1次	港湾道路	臨港道路若狭1号線	那覇市若狭～那覇港泊ふ頭	0.2
第1次	港湾道路	臨港道路若狭2号線	那覇市若狭1丁目～那覇若狭3丁目	0.5
第1次	港湾道路	臨港道路1号線	中城港湾新港地区	1.9
第1次	港湾道路	臨港道路3号線	中城港湾新港地区	1.7
第1次	港湾道路	臨港道路6号線	中城港湾新港地区	1.2
第1次	港湾道路	臨港道路7号線	中城港湾新港地区	0.2
第1次	港湾道路	本部港内臨港道路	本部町崎本部～本部港入口	0.5
第1次	主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港～久米島町役場入口	11.1
第1次	一般県道	兼城港線	久米島町兼城～兼城入口	0.2
第1次	主要地方道	平良城辺線	宮古島市旧ターミナル～宮古島市郡農協前	2.7
第1次	主要地方道	下地島空港佐良浜線	宮古島市伊良部国仲～下地島空港入口	1.3
第1次	一般県道	平良新里線	宮古島市郡農協前～宮古島空港入口、 宮古島市袖山入口～宮古島市平良西里	4.4
第1次	一般県道	高野西里線	宮古島市平良港～宮古島市北給油所	0.9
第1次	一般県道	平良久松港線	宮古島市平良西里～宮古島市平良久貝	1.9
第1次	一般県道	長山港佐良浜港線	宮古島市伊良部池間添～宮古島市伊良部国仲	6.4
第1次	一般県道	平良下地島空港線	宮古島市伊良部国仲～宮古島市平良久貝	5.8
第1次	市町村道	宮古島市道（中央縦線）	宮古島市北給油所～宮古島市平良西里	2.1
第1次	港湾道路	臨港道路漲水2号線	宮古島市平良港～宮古島市平良西里	0.4
第1次	港湾道路	臨港道路漲水中央線	宮古島市平良西里	0.3
第1次	国道（指外）	国道390号	石垣市730記念碑～石垣市盛山	14.4
第1次	一般県道	新川白保線	石垣市盛山～新石垣空港入口	0.6
第1次	一般県道	石垣空港線	石垣市平得～石垣市役所入口	1.0
第1次	市町村道	石垣市道（新栄町縦1号線）	石垣市新栄町	0.3
第1次	市町村道	石垣市道（美崎新栄通り）	石垣市730記念碑～石垣市新栄町	0.6
第1次	港湾道路	浜崎町臨港道路	石垣市新栄町～石垣港入口	0.6
小計（64路線）				278.6
第2次	国道（指）	国道58号	国頭村奥～名護市宮里4丁目（北） 恩納村瀬良垣～恩納村仲泊 浦添市牧港～宜野湾市伊佐（北）	75.6
第2次	国道（指）	国道58号諺谷道路	諺谷村親志～諺谷村座喜味 諺谷村喜納～諺谷村大木	4.0
第2次	国道（指）	国道58号名護東道路	名護市伊佐川IC～名護市数久田IC	6.8
第2次	国道（指）	国道58号浦添北道路	宜野湾市字地泊IC～浦添市浦添北IC	2.0
第2次	国道（指）	国道329号	名護市世富慶～沖縄市高原 沖縄市比屋根～那覇市上間	77.4

			那覇市真地～西原町東崎	
第2次	国道(指)	国道329号金武BP	金武町字金武	4.3
第2次	国道(指)	国道330号	沖縄市コザ十字路～那覇市古島IC	20.2
第2次	国道(指)	国道331号	豊見城市瀬長～与那原町与那原	48.3
第2次	国道(指外)	国道330号	那覇市古島IC～那覇市旭町	5.5
第2次	国道(指外)	国道331号	大宜味村字塩屋～名護市二見	34.5
第2次	国道(指外)	国道390号	那覇市西	0.1
第2次	国道(指外)	国道449号	本部町浦崎～本部町瀬底大橋	3.5
第2次	国道(指外)	国道505号	本部町浦崎～名護市仲尾次(北)	20.7
第2次	国道(指外)	国道507号	八重瀬町具志頭～八重瀬町伊闍 那覇市上間～那覇市古波蔵	8.7
第2次	国道(指外)	国道507号津嘉山BP	那覇市仲井真～八重瀬町伊闍	4.0
第2次	主要地方道	奥武山米須線	那覇市山下～糸満市新垣	11.8
第2次	主要地方道	伊計平良川線	うるま市大田～うるま市平良川 うるま市与勝～宮城島入口	9.5
第2次	主要地方道	那覇北中城線	那覇市泊～那覇市安里十字路 西原町坂田～西原町上原 北中城村北中城IC～北中城村第一安谷屋	3.9
第2次	主要地方道	浦添西原線	浦添市屋富祖～西原町小那覇	8.8
第2次	主要地方道	浦添西原線(計画)	浦添市前田～西原町東崎	4.5
第2次	主要地方道	浦添西原線(港川道路)	浦添市浦添北IC～浦添市城間	1.6
第2次	主要地方道	国頭東線	国頭村奥～東村平良	49.6
第2次	主要地方道	名護宜野座線	名護市許田～宜野座村松田(北) 名護市城1丁目～名護市吳我	11.0
第2次	主要地方道	名護運天港線	名護市中山～運天港入口	9.1
第2次	主要地方道	名護運天港線BP	今帰仁村仲宗根	0.7
第2次	主要地方道	沖縄嘉手納線	沖縄市池武当～嘉手納町嘉手納	5.4
第2次	主要地方道	沖縄石川線	沖縄市コザ十字路～うるま市東恩納(南)	11.6
第2次	主要地方道	糸満与那原線	糸満市糸満ロータリー～八重瀬町東風平	6.4
第2次	主要地方道	糸満与那原線BP	八重瀬町字東風平～東風平(北)	0.7
第2次	主要地方道	宜野湾北中城線	宜野湾市伊佐～宜野湾市普天間 北中城村石平～北中城渡口	5.5
第2次	主要地方道	宜野湾北中城線BP	北中城喜舎場～北中城和仁屋	1.3
第2次	主要地方道	那覇糸満線	南風原町南風原南IC～糸満市嘉数(北)	6.4
第2次	主要地方道	名護本部線	名護市白銀橋(東)～本部町本部大橋(北)	13.0
第2次	主要地方道	沖縄環状線	北中城ライカム～沖縄市比屋根	2.9
第2次	主要地方道	南風原知念線	南風原町喜屋武～南城市吉富	13.5
第2次	主要地方道	南風原知念線(南部東道路)	南風原町山川～南城市佐敷	7.4
第2次	主要地方道	屋嘉恩納線	金武町屋嘉IC～恩納村恩納	3.4
第2次	主要地方道	豊見城市糸満線	糸満市糸満ロータリー～糸満市真栄里 豊見城市豊見城～豊見城市名嘉地IC	3.1
第2次	一般県道	県道2号線	国頭村与那～国頭村安田	12.2
第2次	一般県道	県道6号線	うるま市東恩納～うるま市伊波 恩納村山田～読谷村伊良皆	15.0
第2次	一般県道	県道8号線	うるま市金武湾入口～うるま市栄野比 うるま市大田～うるま市勝連平敷屋	12.5
第2次	一般県道	県道9号線	大宜味村津波～大宜見村田港	2.6
第2次	一般県道	県道11号線	豊見城市豊見城～那覇市真玉橋(北)交差点	2.8
第2次	一般県道	県道15号線	八重瀬町仲座～八重瀬町高良	4.0
第2次	一般県道	県道16号線	うるま市与勝～うるま市塩屋	3.2
第2次	一般県道	県道24号線	沖縄市山里～沖縄市山内	0.5
第2次	一般県道	県道24号線BP(計画)	北谷町桑江～沖縄市山内	3.1
第2次	一般県道	県道26号線	沖縄市登川～沖縄市白川	2.9
第2次	一般県道	具志川前原線	うるま市前原～うるま市具志川	3.0
第2次	一般県道	宜野湾西原線	宜野湾市大謝名～西原町内間	6.4
第2次	一般県道	県道36号線	沖縄市沖縄北IC～うるま市上平良川	3.1
第2次	一般県道	県道37号線	うるま市金武湾入口～うるま市海中道路西口	8.1

			うるま市屋慶名（西）～うるま市平敷屋	
第2次	一般県道	県道52号線	糸満市与座～八重瀬町高良	1.5
第2次	一般県道	県道104号線	恩納村安富祖～金武町金武	7.3
第2次	一般県道	県道114号線	本部町浦崎～本部町石川	2.7
第2次	一般県道	佐敷玉城線	南城市津波古～南城市新里坂 南城市新里～南城市親慶原 南城市垣花～南城市玉城仲村渠	6.6
第2次	一般県道	県道146号線	北中城村安谷屋～中城村中城公園入口	4.3
第2次	一般県道	県道153号線	浦添市伊祖IC～浦添市牧港	1.5
第2次	一般県道	那霸内環状線	那霸市楚辺～沖縄気象台入口 那霸市那霸大橋（東）～那霸市古波蔵	1.2
第2次	一般県道	真地泉崎線	那霸市旭町～那霸市真地	4.8
第2次	一般県道	具志川環状線	沖縄市登川 うるま市田場～うるま市字堅	2.7
第2次	一般県道	沖縄県総合運動公園線	北中城村渡口～沖縄市泡瀬	3.0
第2次	一般県道	南風原与那原線	与那原（西）～東部消防組合入口	0.5
第2次	一般県道	宜野湾南風原線	南風原町新川～南風原町喜屋武	3.1
第2次	一般県道	糸満具志頭線	八重瀬町仲座～糸満市新垣	3.6
第2次	一般県道	那霸宜野湾線	那霸市県立博物館前～那霸市古島	1.2
第2次	一般県道	幸地IC線（計画）	西原町幸地IC（建設予定）～西原町翁長	1.3
第2次	一般県道	石川池原線	うるま市赤崎1丁目～沖縄市後原	5.5
第2次	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区1号線	浦添市西洲2丁目	0.8
第2次	港湾道路	臨港道路浦添線	浦添市浦添北IC～西洲2丁目	2.5
第2次	港湾道路	臨港道路港湾1号線	那霸市曙～那霸市泊	0.9
第2次	市町村道	国頭村道（辺土名大通り線）	国頭村辺土名～国頭村辺土名	0.3
第2次	市町村道	国頭村道（辺土名内組線）	国頭村辺土名～国頭村役場入口	0.2
第2次	市町村道	国頭村道（辺戸奥線）	国頭村奥～奥港入口	0.4
第2次	市町村道	大宜味村道（村役場入口線）	大宜味村大兼久～大宜味村役場入口	0.1
第2次	市町村道	東村道（福地ダム循環線）	東村平良～東村役場入口	0.2
第2次	市町村道	名護市道（名護49号線）	名護市大南	0.1
第2次	市町村道	名護市道（名護58号線）	名護市大中（南）～名護市大南	0.9
第2次	市町村道	名護市道（大北4号線）	名護市大北～名護浄水場入口	0.4
第2次	市町村道	名護市道（大北市営住宅線）	名護市大北	0.2
第2次	市町村道	本部町道（大浜旧県道）	本部町大浜～本部町今帰仁消防組合入口	0.2
第2次	市町村道	宜野座村道（宜野座牛原2号線）	宜野座村宜野座	0.2
第2次	市町村道	宜野座村道（宜野座牛原4号線）	宜野座村宜野座～宜野座村役場入口	0.2
第2次	市町村道	金武町道（金武1号線）	金武町金武～金武町役場入口	0.1
第2次	市町村道	恩納村道（赤間線）	恩納村恩納（南）～恩納村恩納	2.0
第2次	市町村道	うるま市道（与-18）	宮城島入口～沖縄出光（株）油槽所入口	0.4
第2次	市町村道	うるま市道（み2-23）	うるま市みどり町～うるま市役所入口	0.2
第2次	市町村道	うるま市道（宇2-1）	うるま市字堅	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（宇2-88）	うるま市字堅～具志川火力発電所入口	1.2
第2次	市町村道	うるま市道（宮6-26）	うるま市宮里～県立中部病院入口	0.2
第2次	市町村道	うるま市道（東恩-2）	うるま市石川東恩納～石川浄水場入口	0.9
第2次	市町村道	うるま市道（東恩-25）	うるま市石川東恩納	0.3
第2次	市町村道	うるま市道（石川-56）	うるま市白浜1丁目～金武湾港石川地区入口	0.6
第2次	市町村道	うるま市道（赤-1）	うるま市石川赤崎～石川石炭火力発電所入口	0.7
第2次	市町村道	読谷村道（村民センター線）	読谷村座喜味～読谷村役場入口	0.3
第2次	市町村道	読谷村道（中央残波線）	読谷村伊良皆（北）～読谷村座喜味	1.2
第2次	市町村道	嘉手納町道（3・4嘉3）	嘉手納町嘉手納～嘉手納町役場入口	0.3
第2次	市町村道	嘉手納町道（久得牧原線）	嘉手納町屋良～道の駅かでな入口	0.1
第2次	市町村道	沖縄市道（松本団地西側線）	沖縄市松本～沖縄市知花	1.0
第2次	市町村道	沖縄市道（登川48号線）	沖縄市知花	0.7
第2次	市町村道	沖縄市道（登川88号線）	沖縄市登川	0.3
第2次	市町村道	沖縄市道（知花52号線）	沖縄市知花	0.4
第2次	市町村道	北谷町道（北谷公園線）	北谷美浜～北谷公園入口	0.3
第2次	市町村道	北谷町道（奈留川線）	北谷町伊平～北谷町桑江	0.3

第2次	市町村道	北谷町道（桑江20号線）	北谷町桑江～北谷町役場入口	0.2
第2次	市町村道	北谷町道（宮城1号線）	北谷町浜川～北谷町港	0.5
第2次	市町村道	北谷町道（宮城2号線）	北谷町港～北谷浄水場入口	0.2
第2次	市町村道	北谷町道（砂辺浜川境界線）	北谷町砂辺～嘉手納国道出張所入口	0.4
第2次	市町村道	中城村道（泊浜原線）	中城村泊～吉の浦火力発電所入口	0.1
第2次	市町村道	中城村道（当間前原線）	中城村吉の浦公園入口～中城村役場入口	0.2
第2次	市町村道	宜野湾市道（大謝名字地泊1号）	宜野湾市宇地泊～宜野湾港入口	0.9
第2次	市町村道	宜野湾市道（大山7号）	宜野湾市大山～宜野湾警察署（仮設庁舎）入口	0.3
第2次	市町村道	西原町道（内間・小那霸線）	西原町内間～南西石油（株）入口	1.3
第2次	市町村道	西原町道（小那霸1号線）	西原町小那霸～西原浄水場入口	0.4
第2次	市町村道	西原町道（小波津屋部線）	西原町与那城～西原町小波津	0.8
第2次	市町村道	西原町道（与那城吳屋線）	西原町小波津～西原町役場入口	0.2
第2次	市町村道	西原町道（上原～千原線）	西原町千原～琉球大学医学部附属病院入口	0.4
第2次	市町村道	浦添市道（伊奈武瀬1号線）	那霸市港町～沖縄県中央卸売市場入口	0.4
第2次	市町村道	浦添市道（伊奈武瀬2号線）	那霸市港町～琉球物流㈱新港1号倉庫入口	0.1
第2次	市町村道	浦添市道（組踊南線）	浦添市勢理客～浦添市西洲	0.6
第2次	市町村道	浦添市道（勢理客3号線）	浦添市勢理客～エフエム沖縄入口	0.5
第2次	市町村道	浦添市道（牧港港川線）	浦添市牧港～沖縄電力株式会社入口	0.3
第2次	市町村道	浦添市道（前田15号線）	浦添市前田～浦添総合病院入口	0.3
第2次	市町村道	那霸市道（古波蔵38号）	那霸市古波蔵～漫湖公園入口	0.2
第2次	市町村道	那霸市道（西6号）	那霸市西～沖縄第一倉庫㈱西町4号入口	0.1
第2次	市町村道	那霸市道（西11号）	那霸市西	0.1
第2次	市町村道	那霸市道（西17号）	那霸市西～那霸埠頭倉庫㈱第3号倉庫入口	0.1
第2次	市町村道	那霸市道（西25号線）	那霸市西	0.1
第2次	市町村道	那霸市道（西27号線）	那霸市西～ラジオ沖縄入口	0.1
第2次	市町村道	那霸市道（久茂地7号）	那霸市久茂地	0.1
第2次	市町村道	那霸市道（久茂地10号）	那霸市久茂地～琉球放送・琉球朝日放送入口	0.1
第2次	市町村道	那霸市道（泉崎牧志線）	那霸市久茂地～沖縄テレビ入り	0.1
第2次	市町村道	那霸市道（港町1号）	那霸市港町	0.4
第2次	市町村道	那霸市道（港町2号）	那霸市港町	0.0
第2次	市町村道	那霸市道（港町3号）	那霸市港町	0.5
第2次	市町村道	那霸市道（港町10号）	那霸市港町	0.4
第2次	市町村道	那霸市道（港町11号）	那霸市港町	0.2
第2次	市町村道	那霸市道（港町12号）	那霸市港町	0.8
第2次	市町村道	那霸市道（上之屋22号）	那霸市おもろまち～NHK沖縄放送局入口	0.2
第2次	市町村道	那霸市道（天久銘苅線）	新都心公園～新都心公園入口	0.2
第2次	市町村道	那霸市道（泊6号）	那霸市泊～那霸市泊	0.2
第2次	市町村道	那霸市道（銘苅18号）	那霸市銘苅～那霸市消防局入口	0.1
第2次	市町村道	那霸市道（銘苅泊線）	那霸市上之屋	0.1
第2次	市町村道	与那原町道（与那原嶺井線）	与那原町上与那原～与那原町役場入口	0.2
第2次	市町村道	南城市道（屋嘉部～親慶原線）	南城市玉城喜良原～島尻消防清掃組合入口	0.7
第2次	市町村道	南城市道（夜明けが丘線）	南城市佐敷新里～南城市役所入口	0.2
第2次	市町村道	八重瀬町道（公園線）	八重瀬町東風平～東風平運動公園入口	0.3
第2次	市町村道	八重瀬町道（東風平線）	八重瀬町東風平	0.1
第2次	市町村道	八重瀬町道（伊霸幹線6号線）	八重瀬町伊霸～八重瀬町東風平	0.5
第2次	市町村道	豊見城市道（286号線）	豊見城市瀬長～友愛医療センター入口	0.4
第2次	市町村道	豊見城市道（290号線）	豊見城市豊崎～道の駅豊崎入口	0.1
第2次	市町村道	豊見城市道（292号線）	豊見城市豊崎交差点～豊見城市豊崎	0.2
第2次	市町村道	糸満市道（大里上原線）	八重瀬町世名城～与座岳分屯基地入口	0.5
第2次	市町村道	糸満市道（南浜1号線）	糸満市潮崎～糸満市役所入口	0.3
第2次	市町村道	糸満市道（D2号線）	糸満市西崎～道の駅いとまん入口、糸満市西崎～西崎総合運動公園入口	0.6
第2次	市町村道	糸満市道（平和祈念公園入口線）	糸満市摩文仁～平和祈念公園入口	0.1
第2次	主要地方道	久米島空港真泊線	久米島町謝名堂～久米島町宇根	1.7
第2次	一般県道	宇根仲泊線	久米島町宇根～久米島町仲泊	14.0
第2次	市町村道	久米島町道（山城9号線）	久米島町山城～山城浄水場入口	0.3
第2次	市町村道	久米島町道（儀間32号線）	久米島町儀間～沖縄電力久米島発電所入口	0.1

第2次	市町村道	久米島町道（久米島病院線）	久米島町嘉手刈～公立久米島病院入口	0.6
第2次	港湾道路	兼城港内道路	久米島町嘉手刈～りゅうせき久米島出張所入口	0.4
第2次	農道	久米島農道（西銘農道）	久米島町兼城～具志川浄水場入口	1.7
第2次	自衛隊道路		久米島町兼城～久米島分屯基地入口	2.2
第2次	国道（指外）	国道390号	宮古島市平良港～宮古島市城辺保良	27.5
第2次	主要地方道	平良城辺線	宮古島市郡農協前～宮古島市福里	10.0
第2次	主要地方道	保良西里線	宮古島市城辺保良～宮古島市平良西里	32.1
第2次	一般県道	高野西里線	宮古島市空港南～宮古空港入口	1.7
第2次	一般県道	平良新里線	宮古島市新里～宮古空港入口	7.4
第2次	市町村道	宮古島市道（北環状線）	宮古島市平良港～宮古島市平良西仲宗根	0.3
第2次	市町村道	宮古島市道（松原1号線）	宮古島市平良久貝～宮古島地方気象台入口	0.1
第2次	市町村道	宮古島市道（東環状線）	宮古島市平良荷川取	0.5
第2次	市町村道	宮古島市道（下崎～西原線）	宮古島市平良荷川取～沖縄電力株式会社宮古支店入口	1.2
第2次	市町村道	宮古島市道（A-76号）	宮古島市荷川取～沖縄電力株式会社宮古発電所入口	0.1
第2次	市町村道	宮古島市道（野原越七原線）	宮古島市野原越～宮古島市平良下里	0.2
第2次	市町村道	宮古島市道（上野北部線）	宮古島市平良下里～宮古島分屯基地入口	1.0
第2次	市町村道	宮古島市道（山中11号）	宮古島市平良下里	0.9
第2次	市町村道	宮古島市道（野原前方線）	宮古島市上野野原	1.5
第2次	市町村道	宮古島市道（富名腰19号）	宮古島市袖山入口～袖山浄水場入口	0.4
第2次	港湾道路	臨港道路漲水1号線	宮古島市平良西仲宗根～りゅうせき宮古支店入口	0.3
第2次	国道（指外）	国道390号	石垣市盛山～石垣市伊原間 石垣市平得～石垣島地方気象台入口 石垣市文館前～石垣市730記念碑	17.2
第2次	主要地方道	石垣港伊原間線	石垣市なたつ橋～石垣市伊原間	38.4
第2次	主要地方道	富野大川線	石垣市文館前～石垣市桴海	16.8
第2次	一般県道	大浜富野線	石垣市大浜～石垣市白保	3.5
第2次	一般県道	石垣空港線	石垣市盛山～石垣市役所入口	4.3
第2次	市町村道	石垣市道（美崎新栄通り）	石垣市なたつ橋～石垣市新栄町	1.6
第2次	市町村道	石垣市道（産業道路）	石垣市農高前～石垣発電所入口 石垣市登野城～八重山警察署入口	0.8
第2次	市町村道	石垣市道（美崎町横2号線）	石垣市美崎町	0.4
第2次	市町村道	石垣市道（美崎町縦1号線）	石垣市730記念碑～石垣市美崎町	0.3
第2次	市町村道	石垣市道（美崎町縦3号線）	石垣市美崎町～石垣市浜崎町	0.1
第2次	市町村道	石垣市道（区画縦2号線）	石垣市登野城（東）～登野城	0.4
第2次	市町村道	石垣市道（川平新川線）	石垣市小波本橋～石垣市登野城	0.3
第2次	市町村道	石垣市道（縦1号線）	石垣市登野城～石垣市中央公園入口	0.3
第2次	市町村道	石垣市道（横4号線）	石垣市大川～登野城	0.7
第2次	市町村道	石垣市道（真栄里南大浜線）	石垣市大浜	0.6
第2次	市町村道	石垣市道（旧空港跡地線）（計画）	石垣市真栄里	0.5
第2次	港湾道路	浜崎町臨港道路	石垣市浜崎町	0.5
第2次	港湾道路	新港線	石垣市サザンゲート入口～りゅうせき（㈱）八重山支店入口	1.7
小計（196路線）				866.8
第3次	主要地方道	伊計平良川線	宮城島入口～伊計島入口	11.0
第3次	一般県道	県道110号線	名護市真喜屋交差点～名護市運天原 名護市運転原～名護市饒平名	11.2
第3次	一般県道	瀬底健堅線	本部町瀬底大橋～瀬底島入口	1.0
第3次	一般県道	浜比嘉平安座線	宮城島入口～浜比嘉島入口	1.4
第3次	一般県道	古宇利屋我地線	名護市運天原～古宇利島入口	3.4
第3次	一般県道	屋我地仲宗根線	名護市運天原～今帰仁村天底	2.2
第3次	市町村道	今帰仁村道（勢理客和呂目線）	今帰仁村上運天～今帰仁村勢理客	1.1
第3次	市町村道	今帰仁村道（勢理客線）	今帰仁村勢理客～今帰仁村天底	0.4
第3次	市町村道	今帰仁村道（湧川運天線）	今帰仁村上運天	0.6
第3次	市町村道	南城市道（伊茶垂～奥武線）	南城市奥武島入口～奥武島（南城市）入口	1.0

第3次	市町村道	久米島町道（真泊1号線）	久米島町宇根～奥武島（久米島町）入口	1.2
第3次	一般県道	池間大浦線	宮古島市平良狩俣～池間島入口	9.8
第3次	市町村道	宮古島市道（来間大橋線）	宮古島市来間大橋～来間島入口	1.9
第3次	市町村道	宮古島市道（皆愛学道線）	宮古島市下地洲鎌～宮古島市来間大橋	1.8
第3次	一般県道	平野伊原間線	石垣市伊原間～石垣市平久保	14.7
第3次	一般県道	川平高屋線	石垣市川平	1.8
小計（16路線）				64.5
合計（276路線）				1209.9

3 耐震化の促進を図るための施策

3. 1 普及・啓発の促進及び支援

県、市町村及び建築関係団体は、県民や建築物の所有者へ耐震化の必要性を周知するとともに、関連する情報の収集・提供に努めるために以下の施策を実施する。

県、市町村及び建築関係団体は、県民や建築物の所有者に対し耐震化の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、取り組みへの支援をできる限り行う観点から、耐震化に関する各種補助制度の運用や国の支援制度等の周知を図ることで建築物の耐震化を促進する。

(1) 耐震診断及び耐震改修関連の情報提供

毎年3月と9月に開催される建築物防災週間での立入調査や10月に行われる住宅月間及び違反建築防止週間に合わせた相談窓口の開設等の機会を通じて、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の促進に関する普及啓発や改善等の指導活動を引き続き実施するとともに、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、建築基準法第12条に基づく定期報告を活用し、耐震化をはじめとする地震防災対策について啓発や指導を進めていく。

(2) 耐震化に係るパンフレットの配布

建築物の所有者に対して耐震化を啓発するため、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修に関する助成制度等の周知を目的としたパンフレットを各特定行政庁の建築担当窓口及び防災担当窓口や建築関係団体の耐震相談窓口等に常時備え、配布することで建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を推進する。

(3) 地震ハザードマップの作成・普及

地域の「地震時の揺れやすさ」及び「避難場所」等を明示した「地震ハザードマップ」の普及は、地震発生時における被害の見通し及び避難方法等に係る情報を県民にわかりやすく事前に提供し、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できる。

現在、本県における地震ハザードマップは、「沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）」において25の想定地震により作成されており、各市町村別の詳細なハザードマップについても全市町村で作成または更新を行うよう促していく。

(4) マンション等の耐震化に係る支援策のPR

耐震改修促進法第25条に基づき、所管行政庁から「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物について、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が区分所有者及び議決権の過半数に緩和されることから、本県ではこの特例を周知することにより、区分所有建築物の耐震改修の円滑な実施を促していく。

また平成26年6月に改正された「マンションの建替等の円滑化に関する法律」においても、耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建設されるマンションについて、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものを対象に、特定行政庁が許可した場合には容積率が緩和されることから、本県ではこの制度を周知することにより、耐震性が不足しているマンションの耐震化を促していく。

その他、耐震化に係る沖縄振興開発金融公庫などの低利融資制度や租税特別措置法の特別償却制度の活用など、耐震化を促進するための支援策のPRに努めるものとする。

(5) リフォームに合わせた耐震改修の推進

住まいの耐震化を図るには、増改築や省エネ、バリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事等と併せて耐震改修を実施することが効果的である。

本県では、リフォーム事業者や業界団体と連携し、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報を周知することで、耐震化の啓発に努めるものとする。

(6) 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの活用について

所有者が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金に調達が課題となる場合がある。

高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン「リ・バース60」は、耐震改修を含む住宅のリフォームのための資金調達にも活用可能であることから、制度の普及に努めるものとする。

3. 2 実施体制の整備

県、市町村及び建築関係団体は、県民の耐震診断・改修に関する理解を深めるための相談窓口の設置や耐震診断評価機関の設置など、建築物の耐震化を促進するための実施体制の整備を図るものとする。

(1) 相談窓口の設置

県民や建築物の所有者が耐震化への理解を深め、必要な情報を得るための相談窓口を県、所管行政庁、市町村、(一社) 沖縄県建築士事務所協会及び(公社) 沖縄県建築士会等に開設する。

ア 行政相談窓口

県及び所管行政庁、市町村の建築関係部局に相談窓口を設置し、耐震化に関する制度等、一般的な内容について相談に応じるものとする。

イ 耐震相談窓口

建築物の耐震化に関する専門的な情報の提供や耐震診断及び耐震改修に関する実施機関の紹介等を行うため、(一社) 沖縄県建築士事務所協会、(公社) 沖縄県建築士会等に耐震相談窓口を設置する。

ウ 住宅相談窓口

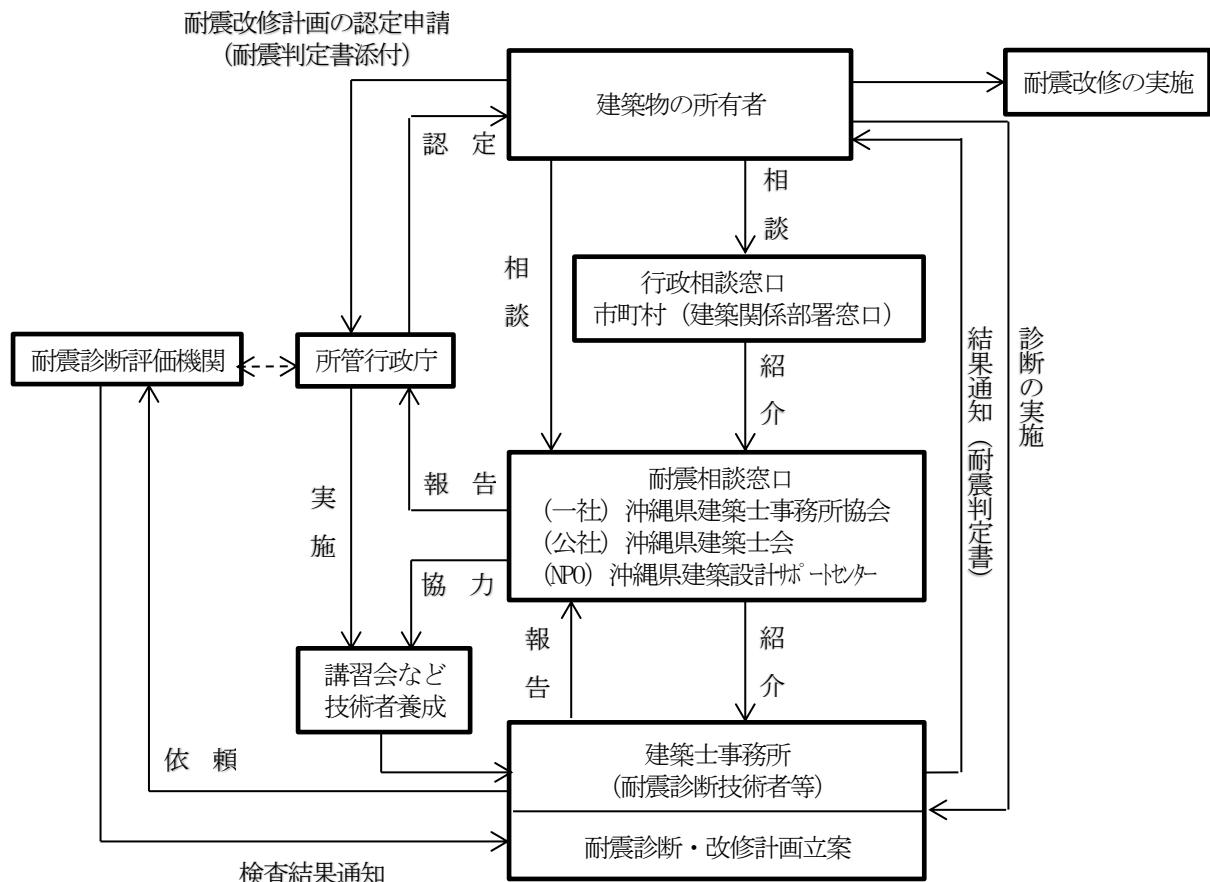
住宅に関する耐震化の相談に対して、専門家による的確なアドバイスが受けられるよう、住まいの総合相談窓口を活用するなど関係機関と連携して窓口の設置を図る。

(2) 耐震診断及び耐震改修に関する実施機関の位置づけ

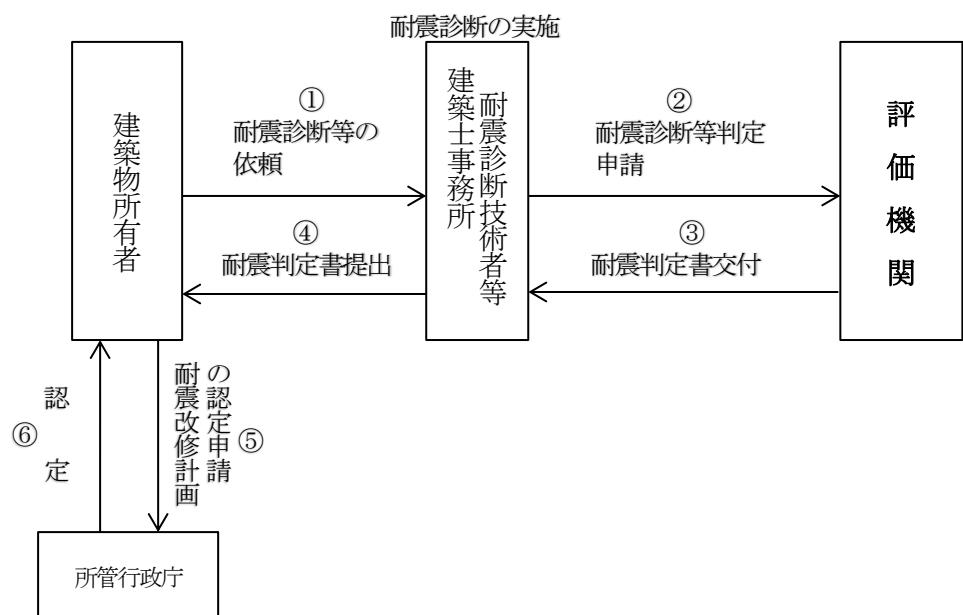
耐震診断及び耐震改修講習会の受講者名簿に登録された建築技術者が所属する建築士事務所を位置づける。実施機関は、耐震相談窓口での紹介や直接の依頼に応じ、耐震診断及び耐震改修の計画を立案するとともに、耐震改修の終了までの一連の業務の管理を行う。

(3) 耐震診断評価機関の設置

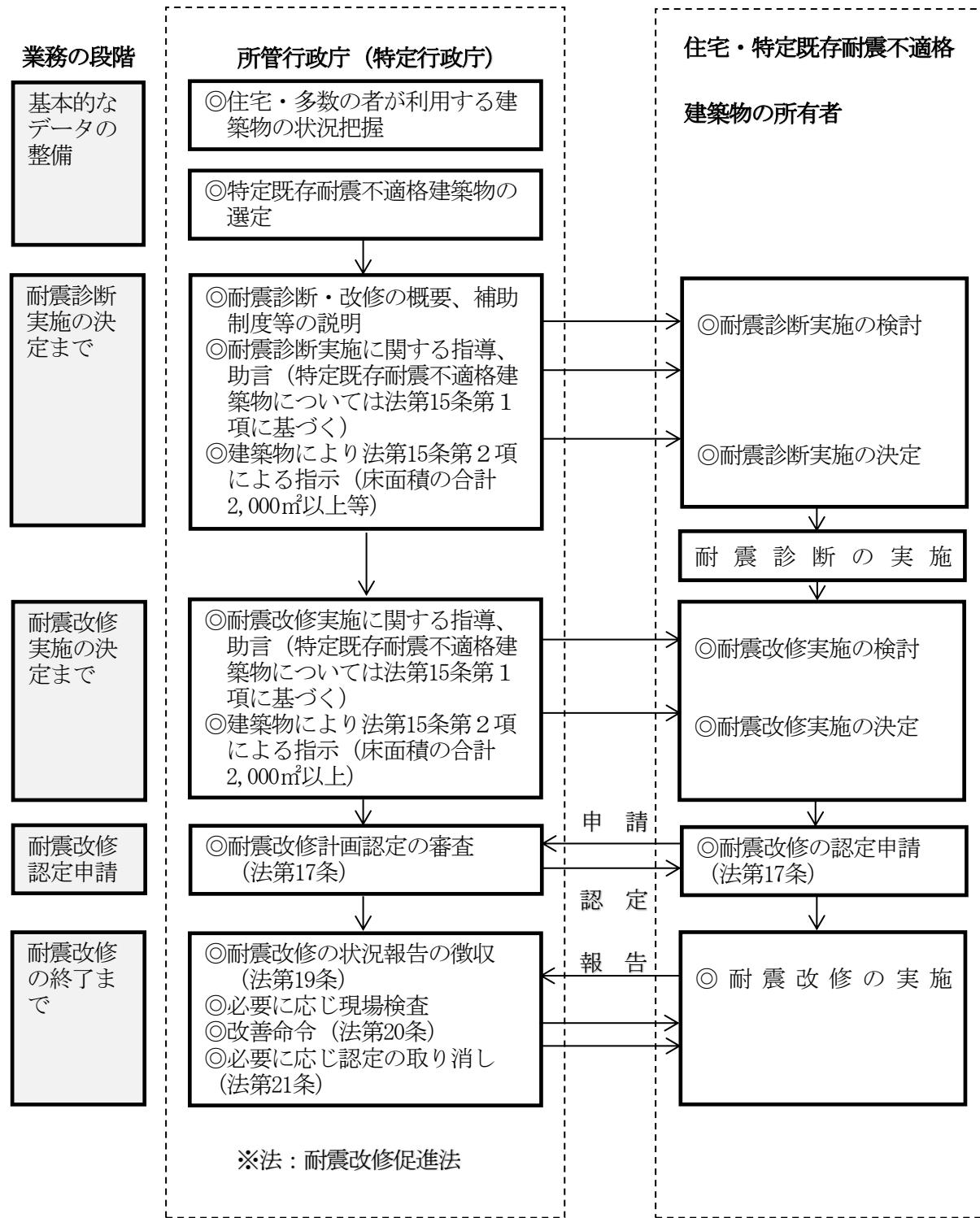
耐震診断及び改修計画の妥当性を客観的かつ専門的に判断するため、学識経験者や構造専門技術者等で構成される評価機関を設置する。



実施体制のフロー



耐震改修計画の認定申請のフロー



住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修の進行管理フロー図

3. 3 耐震診断及び耐震改修技術者の育成及び登録

県は、所管行政庁及び建築関係団体と連携して、耐震診断及び耐震改修に携わる技術者の育成を目的に育成講習会を開催するとともに、受講者の登録名簿を作成する。

県は、所管行政庁や建築関係団体と連携し、建築技術者に対して建築物の耐震診断及び耐震改修に関する育成講習会を開催し、必要な技術の習得を促してきた。

また、コンクリートブロック塀の点検方法及び補強工法に関する育成講習会の開催や、正しい点検及び補強に関する施工技術・工法の普及啓発を行い、地震に対する安全性の確保に資することとしている。

なお、これまでの講習会について受講者名簿を作成し、県、所管行政庁、(一社) 沖縄県建築士事務所協会、(公社) 沖縄県建築士会及び (NPO) 沖縄県建築設計サポートセンターに備え置いており、一般県民による住宅等の耐震診断及び耐震改修に関する相談等に活用している。

3. 4 耐震化に係る助成及び支援

県及び市町村は、現行の耐震基準を満たさない住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成するよう努めるものとする。

住宅及び建築物の耐震化については多額の費用を要する場合が多いのが現状であり、耐震化の促進にあたっては、県と市町村が協力して支援を行う必要がある。

県及び市町村においては、現行の耐震基準を満たさない住宅・建築物を対象に、国の補助制度を積極的に活用し、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成する補助制度を創設している。

また、住宅・建築物の所有者で耐震性を把握するために簡易診断及び塩分分析調査を希望するものに対して簡易診断技術者等を派遣し、所有者へ結果を交付することで住宅・建築物の耐震化を促している。

その他の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修に対する費用の助成についても、通行障害既存耐震不適格建築物等対象建築物の絞り込み及び指定について検討を行う必要がある。

3. 5 総合的な安全対策に関する取り組み

住宅・建築物等の耐震化に加え、建築設備や敷地等の総合的な安全性を確保する。

地震時の対策について、建築物の耐震性の確保だけではなく、窓ガラスの落下防止、建物タイルの落下防止、ブロック塀の倒壊防止など総合的な対策が必要となる。

(1) 天井等の非構造部材、家具の転倒による被害防止

宮城県沖地震（平成17年8月）では、スポーツ施設において天井が落下し、多くの負傷者が発生した。他にも家具の転倒による負傷者の発生や避難・救助の妨げとなった事例が数多くあった。

以上のことから、本県では建築物の所有者等に対し、非構造部材の施工状況の確認及び補修実施並びに家具の適切な配置等の地震対策を促すとともに、県民に対し、講習会の開催やパンフレットの配布などにより周知することで効果的な地震対策の普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(2) 窓ガラスや屋外看板、外壁タイルの落下防止

福岡県西方沖地震（平成17年3月）では、ビルの窓ガラスが大量に割れ、落下したが、幸い大惨事には至らなかった。

しかし、窓ガラス等の落下による通行人等への被害や避難時の妨げになる事例が十分予測されることから、本県では県民に対してその危険性を講習会やパンフレット等の配布などにより周知することでシーリング材の改善や屋外看板の補修の実施、外壁タイルの修繕など普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(3) エレベーターの安全確保

千葉県北西部地震（平成17年7月）では、多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じこめられるなど多くの被害が発生した。

以上のことから、本県では既存エレベーターに対する安全対策を図るため、建築物の所有者等に対し、既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置等の設置を行うよう周知することで安全確保についての普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(4) 地震に伴う崖崩れ及び擁壁倒壊の防止

本県では、地震による擁壁倒壊による建築物への被害防止や崖崩れの発生を軽減するため、擁壁に対する補修の推進及びかけ地近接等危険住宅移転事業などを活用するよう周知することで敷地の安全性の確保に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(5) 既存コンクリートブロック塀等の倒壊防止

これまで、地震発生により耐震性を満たさないコンクリートブロック塀が倒壊し、その下敷きによる死傷者の発生や避難等に支障をきたした事例が数多くある。

本県では、令和3年度よりコンクリートブロック塀の点検方法及び補強工法に関する育成講習会を開催し、正しい点検及び補強に関する施工技術・工法の普及啓発を行うことで技術者の育成を図ることとしている。

その他、県民に対して耐震性を満たさないコンクリートブロック塀の危険性を講習会やパンフレット等の配布及びPR動画の公開等により県民に周知し、倒壊防止の啓発につとめ、また必要に応じて指導を行うものとする。

また、コンクリートブロック塀の所有者で耐震性を把握するために調査を希望するものに対して調査技術者等を派遣し、所有者へ結果を交付することで塀の耐震化を促している。

3. 6 その他、耐震化を促進するための取り組み

住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化や敷地の安全性の確保等以外にも、総合的な取り組みを行う。

(1) 中間検査、完了検査の徹底

新たに建築される建築物においても、施工不良等の防止を図るため、「沖縄県建築行政マネジメント計画」に基づき、中間検査、完了検査の徹底を図るものとする。

(2) 地震保険の活用

地震により建築物が倒壊・破損した際に地震保険に加入している場合、その再建が円滑に進むことが期待できるため、パンフレットの配布、ポスターの掲示により地震保険への普及及び加入啓発に努めるものとする。

4 県、所管行政庁、市町村及び関係団体相互の連携

住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修を総合的に推進するため、県、所管行政庁、市町村及び建築関係団体等は、それぞれの役割を相互の連携の下に展開するものとする。

本県における住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修を総合的に推進するために、県、所管行政庁、その他の市町村及び建築関係団体等は、連携して下記の施策を展開するものとする。

(1) 県の役割

- ア 沖縄県耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 県有公共建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の促進
- オ 耐震診断・改修技術者の養成と登録
- カ 耐震診断・改修の普及、啓発
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(2) 所管行政庁（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市）の役割

- ア 市耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市有建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の促進
- オ 耐震診断・改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(3) 所管行政庁以外の市町村の役割

- ア 市町村耐震改修促進計画の速やかな策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市町村有公共建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の推進
- オ 耐震診断・改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成

(4) 建築関係団体の役割

- ア 県、市町村の耐震診断・改修の施策への協力
- イ 耐震診断・改修の普及、啓発
- ウ 耐震診断・改修技術の研鑽
- エ 適切な耐震診断・改修の調査、設計、工事の実施

5 耐震化を促進するための指導や命令等

県及び所管行政庁は、耐震診断・改修を実施することが必要と認めた場合は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行うこととする。

(1) 耐震改修促進法に基づく指導・助言など

県及び所管行政庁は、全ての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震改修促進法第15条第1項に基づき、必要な指導・助言を行うこととする。

そのうち一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物に対し、地震に対する安全性をはかるために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指示を行うこととする。

さらに、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由無くその指示に従わない場合は、同条第3項に基づきその氏名等を公表することとする。

ア 指導・助言の方法

全ての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性、耐震診断・改修の実施に関する説明や文書の送付を行う。

また、所有者個人のみを対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対しても説明会を開催するなど周知を図ることとする。

イ 指示の方法

必要な耐震診断・改修を実施していない特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどの指示を行うこととする。

ウ 公表の方法

指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由無く耐震診断・改修の指示に従わない場合、法律に基づく公表であることを明示した上で県及び所管行政庁の公報及びホームページへの掲載等によりその旨公表することとする。

(2) 建築基準法による指導、助言、勧告及び命令等の実施

特定行政庁は、建築基準法第9条の4の規定において、建築物の敷地や構造等について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険等のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の修繕、防腐措置等建築物等の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができるとしている。

また、同法第10条においても、第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000m²を超える建築物について、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険等のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の除却、改築、修繕等保安上必要な措置をとるよう勧告、命令することができるとしている。

よって、前号ウにより公表を行ったにも関わらず当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合、特定行政庁は速やかに当該建築物の指導、助言等を行い、必要に応じて除却、改築、修繕等を行うよう勧告及び命令等を行うこととする。

第1表 防災拠点建築物一覧

法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用の確保することが公益上必要な建築物及び当該建築物の耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を下記のとおり定める。

所管	所有者	区分	建築物の名称	棟名	診断	耐震性	今後の予定	実施	除却
沖縄県	沖縄県	庁舎	名護警察署庁舎		済	×	建替	R 11	未定
	国頭村	避難所	辺土名小学校	12号棟	済	×	改修済	H30	—
				13号棟	済	×	改修済	H30	—
		避難所	佐手小学校		未	—	避難所除外	未定	未定
	伊江村	避難所	農村環境改善センター		済	×	未定	未定	—
	金武町	庁舎	金武町役場	事務棟	済	○	—	—	—
				議会棟	済	×	移転	R 9	—
	中城村	避難所	中城小学校		未	—	建替後除却	R 7	R 8
				12-1号棟	未	—	建替後除却	R 6	R 8
		避難所	津霸小学校	12-2号棟	未	—	建替後除却	R 6	R 8
				18号棟	未	—	建替後除却	R 6	R 8
	石垣市	避難所	石垣中学校	14号棟	済	×	改修	R 3	—
那覇市	那覇市	避難所	開南小学校	10号棟	済	×	改修済	H28	—
				11号棟	済	×	改修済	H28	—
				13号棟	済	×	改修済	H28	—
			仲井真小学校	14号棟	済	×	改修済	H28	—
			那覇中学校	1号棟	済	×	改修済	H29	—
				14号棟	済	×	改修済	H29	—
				17号棟	済	×	改修済	H29	—
沖縄市	沖縄市	避難所	安慶田中学校	1号棟	済	×	改修済	H28	—
				2号棟	済	×	改修済	H28	—
				4号棟	済	○	—	—	—
うるま市	沖縄県	庁舎	石川警察署庁舎		済	×	建替	R 9	—
	うるま市	避難所	兼原小学校		済	○	—	—	—
		避難所	具志川東中学校	3号棟	済	×	改修	R 3	—

第2表 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第15条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000m ² 以上	階数1以上かつ2,000m ² 以上 階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上 階数3以上かつ5,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000m ² 以上		
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000m ² 以上	階数2以上かつ2,000m ² 以上	階数2以上かつ5,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500m ² 以上	階数2以上かつ750m ² 以上	階数2以上かつ1,500m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500m ² 以上	5,000m ² 以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する 避難路の沿道建築物であって、 前面道路幅員の1/2超の高さの建 築物（道路幅員が12m以下の場 合は6m超）	左に同じ	
----------	---	------	--

資料編

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律／平成7年法律第123号
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
／平成28年3月25日国土交通省告示第529号
- (3) 沖縄県地域防災計画（地震編・抜粋）